

会議録

令和2年9月16日（水） 場 所 3階 第1研修室

会 議 名:第4回平成31年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：東出委員長、廣瀬副委員長、平野委員、吉田委員、安齋委員、相澤委員
竹田委員

欠席委員：手塚委員

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後3時30分

事務局 加藤、堺

開 会

1.委員長挨拶

東出委員長 定刻になりましたので、ただいまから9月15日に引き続き、第4回平成31年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、7名でございます。

手塚委員から欠席の届け出がありました。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

2.審査事項

(1)生涯学習課

東出委員長 教育委員会の皆さん、どうもご苦労様でございます。

早速、審査に入らせていただきたいと思いますので、教育委員会生涯学習課課長よりひとつご挨拶いただきたいと思います。許します。

西山課長。

西山生涯学習課長 皆さん、おはようございます。

本日は、生涯学習課の決算審査ということで、よろしくお願いたします。

まず、平成31年度令和元年度ですけれども、2月・3月新型コロナウイルス感染拡大によって、卒業式が自粛であったり、事業につきましても、事業・会議等につきましても、1年間とおして様々な形で進めておりますが、やはりコロナウイルスの関係で中止や書面開催等も含めて、なかなか最後までやり切ることができませんでした。概ね前段の時期につきましても、社会教育・学校教育、また給食等につきましても、事業の推進等にスムーズな形で行ってまいりました。

きょうは、各担当のほうから主査のほうから、それぞれの説明について報告いたしますので、審査のほうよろしくお願いたします。以上です。

東出委員長 それでは早速、審査に入りたいと思います。

敦澤（祐）主査。

敦澤(祐)主査 生涯学習課学校教育グループの敦澤です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、学校教育グループ所管の決算について、説明させていただきます。

はじめに、歳出より説明をさせていただきます。

決算書の128ページ・129ページをお開き願ひます。

説明資料につきましては、不用額が生じている科目がございますので、48ページ・49ページをお開き願ひます。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費では、予算額 81万9,000円、決算額 80万5,043円で、98.3%の執行率となっております。

内訳につきましては、ほぼ例年どおりとなっておりますが、主なものとして、1節 報酬の教育委員会委員報酬で72万円となっております。

次に、2目 事務局費では、予算額 3,182万9,000円、決算額 3,009万7,376円で、94.6%の執行率となっております。

主なものとして、特別支援教育支援員等の学校運営に係る臨時非常勤職員の4節 共済費で290万3,036円と、7節 賃金で2,332万236円となっております。

なお、7節 賃金で、42万4,764円の不用額が生じておりますのは、特別支援教育支援員の勤務時間数及び非常勤職員の時間外勤務手当の減によるものです。

1節 報酬で、特別支援教育連携協議会委員報酬及びいじめ問題対策委員会委員報酬の執行額が0円となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかつたためです。

8節 報償費で、中学校食育推進事業報償費の支出がございませんが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施がなかつたためです。

9節 旅費ですが、42万8,666円の不用額が生じております。

これは、当初予定していた研修会に日程等があわず、参加できなかつたことによるものです。

決算書、130ページ・131ページをお開き願ひます。

11節 需用費のうち、食糧費 4,966円は、来客用のお茶となっております。

13節 委託料では、児童生徒及び教職員の健康診断委託料として、113万3,178円を支出しております。

ほかは、例年どおりとなっております。

決算書、132ページ・133ページをお開き願ひます。

3目 財産管理費では、予算額 587万7,000円、決算額 491万3,732円で、83.6%の執行率となっております。

主なものとして、11節 需用費で、教職員住宅修繕費 112万5,460円となっております。

修繕費の詳細につきましては、説明資料の152ページに記載しておりますので、後ほどご参照願ひます。

13節 委託料で、バス運行業務委託料 357万2,472円となっております。

なお、不用額で65万1,728円となっておりますが、これは旧中学校の体育館屋根の雪庇の除去が必要なかつたことによるものです。

16節 原材料費につきましては、支出がございませんのは、11節 需用費の教職員住宅修

繕費での修繕対応としたため、小破修理に伴う材料費の購入がなかったことによるものです。

次に、2項 小学校費 1目 学校管理費では、予算額 1,227万1,000円、決算額 1,065万2,373円で、86.8%の執行率となっております。

主なものとして、11節 需用費で、818万6,303円となっております。

その中の教材・教具・楽器修理費及び校舎修繕費の内訳につきましては、説明資料の152ページに掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

同じく需用費の中の食糧費 5,939円の内訳につきましては、来客用のお茶となっております。

薬品費につきましては、例年融雪剤を購入しておりますが、少雪により購入が必要なかったことにより、支出がございませんでした。

なお、需用費で不用額が生じておりますので、説明資料50ページ・51ページをお開き願います。

不用額 146万7,697円の内訳の主なものといたしまして、A重油・ガソリン・灯油の燃料費不用額として78万6,843円、校舎修繕費の不用額として53万7,612円となっております。

12節 役務費で、郵便料の支出がございませんが、切手の購入が必要なかったことによるものです。

雪庇除去料につきましても支出がございませんが、少雪により雪庇除去の必要がなかったことによるものです。

続きまして、134ページ・135ページをお開き願います。

2目 教育振興費は、予算額 542万9,000円、決算額 496万4,571円で、91.4%の執行率となっております。

8節 報償費の各部活動・大会参加報償費で、297万9,062円となっております。

主な出場内容としては、第64回北海道吹奏楽コンクール及び第25回日本管楽合奏コンテスト参加によるものとなっております。

また、特別支援学級活動報償費の支出がございませんのは、支出が生じる学級活動を行わなかったことによるものです。

ほかは、例年どおりの支出となっております。

続きまして、136ページ・137ページをお開き願います。

3項 中学校費、1目 学校管理費では、予算額 2,109万8,000円、決算額2,043万5,842円で、96.9%の執行率となっております。

主なものとして、11節 需用費で、1,021万4,138円となっております。

需用費のうち、種子種苗については購入を要するものがなく、支出がございませんでした。

食糧費 6,861円は、来客用のお茶となっております。

教材・教具・楽器修理費及び校舎修繕費の内訳につきましては、説明資料152ページ・153ページに掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

12節 役務費の地下タンク検査料につきましては、地下タンクの改修工事を行っているため検査が不要だったことにより、支出がございませんでした。

雪庇除去料については、少雪により雪庇除去の必要がなかったことにより、同じく支出

がございませんでした。

決算書、138ページ・139ページをお開き願います。

15節 工事請負費で、地下タンク改修工事を行い、257万3,640円となっております。

18節 備品購入費で、ヒートレスファン加湿器を購入し、19万2,240円となっております。ほかは、例年どおりとなっております。

2目 教育振興費で、予算額 1,091万3,000円、決算額 1,029万3,334円で、94.3%の執行率となっております。

8節 報償費の各部活動・大会参加報償費で、604万5,633円となっております。

主な出場内容としては、北海道中学校体育大会第49回北海道中学校バレーボール大会及び第64回北海道吹奏楽コンクール、並びに第25回日本管楽合奏コンテスト参加によるものとなっております。

同じく報償費のうち、文化講座体験学習報償費につきましては、中学校における体験学習を実施していないため、支出がございませんでした。

11節 需用費で、研究資料印刷費の支出がございませんのは、印刷を要する資料がなかったことによるものです。

12節 役務費で、体験学習賠償保険料 2万円の支出がございませんのは、文化講座体験学習の実施がなかったことによるものです。

ほかは、例年どおりとなっております。

歳出については、以上となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

決算書の30ページ・31ページをお開き願います。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、3節 教育職員住宅貸付収入では、14戸入居しており、316万800円となっております。

決算書の38ページ・39ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入で、生涯学習課のうち、日本スポーツ振興センター保護者負担金が7万3,600円、NHKお天気カメラ設置電気使用料が6万555円、こちらは木古内中学校の屋上にお天気カメラが設置されておりまして、その電気使用料となっております。

雇用保険繰替金については、6万3,381円が学校教育グループ所管分となっております。

公衆電話手数料については、2万2,640円が学校教育グループ所管分となっております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、奨学資金貸付運用基金に関する内容について、ご説明いたします。

説明資料の156ページをお開き願います。

一番上の表ですが、令和2年3月31日現在の基金会計の残高は、6,173万2,700円で、基金の運用状況は、1,826万7,300円となっております。

次に、1の平成31年度償還実績額内訳ですが、平成31年度償還予定額 276万円に対し、償還額が250万1,000円で、償還率は90.6%となっております。

表の右側については、償還遅延分になりますが、未償還額が807万3,300円で、償還実績額は17万3,000円、償還率は2.1%となっております。

次に、2の平成31年度貸付額内訳ですが、高校生1名、専門学生1名、大学生5名で、合計

7名に134万円の貸し付けを行っております。

平成31年度の新規貸し付けは、内数として高校生1名・大学生2名となっております。

次に、3の平成31年度末基金運用内訳ですが、44人に貸し付けを行っており、1,826万7,300円となっております。

説明資料、157ページをお開き願います。

こちらには、平成31年度奨学資金償還遅延者状況を掲載しております。

貸付件数は18件、世帯数が12世帯で、平成31年度末未納額が815万9,300円となっております。

参考までに、6月30日現在の平成31年度末未納分に係る令和2年度の入金状況ですが、累計額の右から2列目一番下にあります、11万2,000円が入金済みとなっております。

説明は以上となります。ご審議、よろしくお願いいたします。

東出委員長 大変わかりやすく説明をいただきました。

これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

平野委員。

平野委員 質問に入る前に、まず今朝のいさりび鉄道が運休になって、生涯学習課これまでの学校との連絡についてのやり取りが指摘したことも問題になったこともあるんですけども、先日江差線の道路の通行止めになった際には、防災無線で前日、そして当日の開通した連絡もしていて、町民へ広い周知できていたと思うんですけども、今朝のいさりび鉄道の運休については、天気もそこまで悪くなかったですし、まさか運休にはならないだろうっていう思いでいたんですけども、実際運休になっていて汽車通される子、うちもそうなんですけれども、学校からのメール連絡は来ていたんですよ、間に合うような時間に。しかしながら、朝確実にメール見なかった我々も悪いんですけども、実際駅に行ってはじめて運休になったとわかって、遅れて送っていかざるを得なかったという現状。

きょうの運休についての学校との連動性についての流れ、ちょっと教えていただきたいんですけども。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 ただいまの平野委員の質問にお答えいたします。

まず、きのうの段階でいさりび鉄道が運休していたんですよ、夜の時間帯だとか。その都度、教育委員会とは学校のほうには、まずいさりび鉄道からFAXが届きます。その状況を踏まえて、私も朝きょう早く起きて確認したところ、いさりび鉄道が運休しているという状況がございましたので、きょうちょっと早めに教育委員会のほうに出勤して学校に連絡取って、教育委員会の送迎が必要かどうかという部分も含めて、確認をしております。その段階で、早い段階でFAXが届いていたということもありまして、中学校のほうでは各家庭のほうに連絡等を含めて、メールも含めて連絡を取って、7割くらいのかたが各家庭で送迎をしております。残りの3割のかたについては、スクールバスの時間帯に間に合うということで、きょうにつきましてはスクールバスを利用させていただいた形で、教育委員会の送迎は本日はございませんでした。なお、昨年も結構いさりび鉄道の関係で、運休等ありました。その中で、各学校と協議させていただいたんですけども、そういった場合の早い段階でわかる時は、スクールバスの活用だとかそういうのも含めて利用しているということで、学校のほうとは常に連携は取っております。以上です。

東出委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。生涯学習課が学校と連携が取れて、しっかりと連絡を取っているというのは理解しました。しかしながら、いさ鉄なのでまち課が担当なわけですから、鈴木町長、日頃から防災無線の活用について、わかることは少しでも早く町民に伝える観点から、しっかりと防災無線できのうから運休になっているのであれば、この間も朝7時になって通行止めの連絡を防災無線で流したと思うんです。きょうもきのうわかっている段階で、じゃあ7時に確認して運休であれば防災無線流せば、もっと学生だけじゃなくいさりび鉄道を活用する人にも周知・徹底できたと思うんです。その辺、ものによっては発信するしないってということがないように、広く防災無線の活用について取り組んでいただきたいと思います。ちょっと決算委員会とは話逸れましたけれども、今度中身に入りたいと思います。

小学校・中学校費なんですけれども、概ね予算どおりの執行ということなんですけれども、中で例えば小学校費の決算133ページ、需用費の中の教材・教具・楽器修理費については、10万ぐらいの不用額があると。かたや中学校では137ページ、同じく教材・教具の項目で50万円の予算の中、20万不用額があると。これは、学校の教材費を上手く経費節減でやったと、予算を抑えられたと捉えていいものなのか、はたまた学校教育なわけですから、子ども達にもっともっと教材を活用した教育をするっていう観点からは、なぜ余すんだっていう思いがあります。

それと、以前にも木古内町の教育の指針に対して、義務教育期間は保護者負担と言いますか、町が全部子ども達の費用を見るんだという思いをということを何回か一般質問でも伝えたことあるんですけれども、何年も前のことですから現担当者がそのことを把握していないと思うんですけれども、実際教材費がこれだけ余したっていう内容の確認と、現状の各家庭の教材費の負担額。学年によって違うんですけれども、どのくらい各家庭に負担が発生しているかっていうのを把握しているのかどうなのか、お知らせいただきたい。

もし把握していたら、だいたいの金額もわかれば報告いただきたい。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 ただいまの質問に対して、お答えいたします。

まず、小中学校の教材・教具・楽器修理費ということで、不用額が多いんじゃないかという質問だったと思うんですけれども、教材等についてはドリル等も含めて、購入のほうは行っております。これは、小中学校と予算査定する中で、必要なものということで、毎年計上させていただく中で、購入のほうはしております。ただ、楽器の修理費ということで当初、備品購入という形でいろいろ上がってはくるんですけれども、なかなか高額のものもございますので、その辺については修理も含めながら、ただそれがその都度修理が必要かどうかという部分も出てはくるんですけれども、そういったところで予算計上のほう行っておりますので、今回そういった部分で吹奏楽等の楽器の修理が少なかったということで、ご理解いただければと思います。

あと、教材費の家庭のそれぞれの負担ということで、いま現在ちょっと資料が手元になかったものですから、はっきりしたものは回答できないんですけれども、小学校においてはドリルだとかも含めて、様々な予算の要求はございました。例えば、漢字のドリルだとか数学のドリルだとかという形で上がっているんですけれども、それを踏まえて町とのヒ

アリングの中で、こちらのほうでは予算要求はしておりますが、全体の予算額の関係からその部分については、最低限家庭での負担も必要であろうということで、削られている部分もございます。ちょっと正確な金額についてはすみません、いまこの場では報告できませんけれども、よろしくをお願いします。

東出委員長 平野委員。

平野委員 年によって違うんです。また、学年によっては違うんですけれども、年間だいたい一家庭で1万円前後ぐらいっていうのが私子ども育ててきた中での平均金額ぐらいになるんです。いま小学生の数って何人でしたか。各家庭が教材費を負担するということで、平均1万円とすると、もっと低いかもしれないですけども、そうしたら110万円の教材費の負担があると。これ私もしっかり調べていないので、正確な数字じゃないですけども。

見ると町が教材負担しているのが30万、その中で詳細に中身分けてはいませんが、全部が教材費だとしたら、個人負担のほうが多いんです。教材費を支出している額が。当然、昔と教育環境も違いますし、親の環境も違いますし、実際いまの親はほぼほぼ共働きとして昔よりも親が関わる負担っていうのがすごい増えていると思うんです。例を一つ言うと、木古内は生徒数も少ないので、例えば中学校であれば部活動は限られた部活動なんですけれども、子ども達をたくさん活動させるっていう観点から、例えばいろんな練習試合だったり遠征だったり組んでくれるんですけども、全部親の送迎なんです。例えば、土日だけならまだしも平日の部活動も昔は我々の時代は汽車通の生徒が多かったので、いさりび鉄道にあわせた部活動の帰宅時間を学校が考慮してくれたんですけども、いま通学、いさりび鉄道で通っている子ども少ない、少ないからって問題じゃないと思うんですけども、その汽車の時間にあわせた部活動の終わり方になかなかあわせられていないっていう現状。そうすると過保護だからっていう観点もありますけれども、学校への送り迎えを過保護だからするっていう部分もありますけれども、いさりび鉄道で帰ってくる時間がどうしてもあわなくて、やむなく迎えに行かなければならないっていうことも発生しているんです。そういう観点から保護者の負担っていうのがすごい増えていると思うんです。

であればせめて、教材費の負担は過去にも質問して、教育長も検討してくという答弁いただいた以上、毎年毎年しっかり数値を調べた上で今後の施策に反映するという仕事をしたいなと思いますので、伝えておきますし、機会があれば一般質問でしたいなと思いますけれども、この言葉を捉えておいてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

東出委員長 各家庭における教材費についてということだと思うので、きょうはここで答弁はいただかないと。がしかし、受け止めておいてください。

ほかにございませんか。

竹田委員。

竹田委員 私のほうから教員住宅の件で、修繕費で120万円くらい執行していますけれども、そのうち大きいのが1棟、例の外壁の塗装で100万円近くいっている。あとはもう修繕たっって細かい微々たる修繕費で済んでいる。1人でも多く木古内町に住んでもらいたってそういう思いから、もう少しやはり住宅整備に投資していいのかなっていう思いがあるんです。

ただやはり、住宅が古いから木古内に住まないっていうそういう理由はないと思うんですけども、やはり環境が良ければ住んでみたいっていうふうになるのが人間の常だと思うんですけども、ですから例えば予算についても130万の予算で110何万の執行、予算内

で済んだなっていうことでなくて、場合によっては当初130万の予算立てたけれども、いろんな改善するところがあって、150万追加しなきゃならないっていうくらいのそういうやはり何て言うんだらう、教員を迎える環境作りを私はすべきだっていうふうに思うんです。

ことしの予算執行については、これは例えば当初計画したとおり、収まっているっていうことだからこれはこれとして、今後のやはり教員住宅に対する教育委員会の心構えっていうかそういうものを今後どういうふうにしていく考えなのか、もしあれば。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 ただいま竹田委員の質問に対して、お答えいたします。

教職員住宅の関係で、いま質問がございました。昨年度につきましては、中学校のちょっとした下がったところの2棟、つながっている住宅の部分を外壁塗装を行っております。

実際、中学校グラウンドの横等に教職員住宅がございますけれども、正直老朽化が進んでおりまして、玄関のドアの部分を建具的な部分、その修繕だとか様々な電気設備、換気扇等も含めてそういったところに年々、修繕の箇所が増えてきているっていう状況でございます。ただ、いま現在につきましては、いまある教職員住宅を修繕を進めながら、今後も進めていくような形にはなると思うんですけれども、あとは町全体の中で今後そういった教職員住宅の改修っていう部分を教育委員会としても提案していきながら相談しながら、進めていければというふうに考えております。

東出委員長 質問の趣旨は竹田委員いわくは、教員住宅のグレードアップをして、1人でも多く教職員が通勤じゃなくて、地元にももらったらどうなのというそういう趣旨の質問なんですよね。だから、その辺について答えがいまは即答できなきゃできないでもあれなんだけれども、その辺は竹田委員の趣旨に沿っていけられるのかどうなのか。その辺になると教育長の。

竹田委員。

竹田委員 教育長もいますので、この教職員住宅の例えば今後、営繕計画っていうか公営住宅であれば例えば耐用年数含めた部分で、建て替えだとかっていう計画を随時出してください。教員住宅については、例えば場所によって建設年度も違うし、ですから順次それを例えばここは何年後に改築にする、ここは例えばリフォームであと何年くらい持続するっていう。やはり教育委員会のトップとしての考えあると思うんですけれども、その辺将来展望含めた部分。

東出委員長 教育長。

野村教育長 ただいまの竹田委員のご質問の教職員住宅のこの建替計画・修繕計画についてというようなことでございますけれども、ご指摘のように小学校の教員住宅、それから中学校の教員住宅、それから旧鶴岡小学校の教員住宅がありまして、それぞれ建築年度が違う、そして特に中学校は高等学校の住宅を譲渡というような形で、木古内町の財産にしたところでございますけれども、かなり老朽化しているものもあります。現状を捉えながら、新しいところもいろいろ取り替えながら、そして古いところは中規模の改修をしながらというような現状で進めておりますけれども、全体捉えた中で今後それを廃棄する、そして新築するというようなことも考えられると思いますので、今後、将来計画を立てて進めていきたいなというふうに思っております。

現状ですけれどもなかなか先生方、価値観の多様化ということで、住宅を改修しても住

んでもらえないというような状況ありますけれども、全体的に木古内町の住環境が良いというようなことであれば、また先生方の意識も変わるのではないかなというふうに思っていますので、将来的な絵紙を今後検討していきたいなというふうに思っています。

東出委員長 ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。おはようございます。

私のほうから、奨学資金の償還遅延者の状況をちょっと質問いたします。

監査委員計画の中にでも「未納者への対応、督促等を行っているが、引き続き収納に努力されたい」とこれ毎年なんですよね。それで去年、決算委員会でここ全然触らなかったんですよ。それで、いまの状況をちょっとお知らせ願います。催促しているが納入されないと、数名いますよね。この部分で、中には親が亡くなっている人もいるのかなというのもあるし、保証人っていますよね。その人達の対応とかそういうのがどうなっているのか、今回の決算委員会の中でちょっとお知らせできる部分は、なるべくしていただきたいなと思いますけれども、よろしく願います。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 ただいまの吉田委員の質問に対して、お答えいたします。

まず、奨学資金の償還の関係なんですけれども、実際いま現在、未納額という部分が膨らんでいるというのが正直なところです。昨年、私学校教育担当ということで、職員とともに函館方面等を数回ちょっと訪問させていただいております。その際、会えるかたとはやはり会えないかた、会えたかたもお子さん、実際親が借りているだけけれども、お子さんとお会いできたりはしたんですけれども、その中でいろいろ話をする中で、やはり自分はあまりわからないっていうところの説明でした。いまは、必ず子どもも来ていただく中で説明して、最終的にはお子さんからの償還っていう形で進めておりますけれども、やはりその前の段階で金額も大きい中での借用という形で進めておりましたので、そういった方々とお会いできるかたについては、本人はあまり理解がないかなという正直なところです。

あと、督促状も送る中で、やはりなかなか連絡等取れないかたもございませう。保証人ということで、必ず教育委員会のほうで保証人をいただいているんですけれども、いま現在につきましては、当人へのほうの中で償還をいただくような形でやっておりますけれども、保証人まではいまのところはまだ手が付いていないというところでございます。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 これ以前からあったんですよね。それで、本人に直接面談して、親が借りていたって、私もこの奨学資金の運営委員やっていたもので、その時はすごい数が多かったと。

いま、借りる人もいなくなったっていう感じになってきて、段々それが運用がなくなりましたんですけれども、これやはり親に言っても、この時代は親が借りていたっていうのがあって、本人全く意識がないと。そうしたら、もう親に言ってももう督促になれば、やはり保証人なんですよね。保証人のほうから親に言ってもらうなり、本人に言ってもらうなりすると、やはりこれは納入少しずつでもしていただけるのかなと思うんです。その辺いま保証人にはまだ連絡していないっていうので、これはやはりやるべきだ、保証人がいる以上は。しっかりこの辺、監査でも指摘されていますので、その辺毎年の決算になるとこの

問題出てくるので、肝に銘じてやっていただきたいなと思いますけれども、よろしく願います。以上です。

東出委員長 要望でよろしいですね。その辺は担当課、真摯に受け止めて来年度の決算には、いくらかでも改善されたなというようなことを期待していますので、今回はこの辺で吉田委員はとどめていますので。

そのほかございませんか。

安齋委員。

安齋委員 資料の152ページの修繕ということで、10款の④、鶴岡1棟ということで、脱衣所照明器具取替というふうに出ております。こちらには、どなたがお住まいになっていらっしゃるのでしょうか。

東出委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 鶴岡の教員住宅の1棟ですが、こちらのほうには中学校の教諭が入って借りている状態となっております。

東出委員長 安齋委員。

安齋委員 わざわざというか若干離れたところというか、学校の近くに入れるような場所がなかったってということなんでしょうか。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 教職員住宅につきましては、旧中学校の隣ですとか、あといま現在の中学校のグラウンドの横ですとか、あとその下に2棟、あと鶴岡方面に2棟ということで、鶴岡方面につきましては病院の先生も1名入られてはいるんですけども、その時に空いているお部屋を一応見ていただく中で、やはり回りの環境的な部分も含めてこちらにしたいということで、鶴岡の教職員住宅に入らせていただいております。

東出委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 なければ、学校グループの審査を終わりたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

東出委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

社会教育グループ担当の土門主査のほうから、説明を求めたいと思います。

土門主査。

土門主査 生涯学習課社会教育グループ主査、土門です。よろしく願います。

生涯学習課社会教育グループ所管の決算について、説明いたします。

決算書、140ページから143ページとなります。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費です。

予算額 826万7,000円、決算額 746万3,423円、執行率は90.3%です。

主なものとして、各種事業実施のための報償費、PTA連合会等各団体への事業補助金、町史編さん業務委託料となっております。

9節 旅費のうち、委員研修旅費の支出が0円となっておりますが、社会教育委員長等研修会の日程調整ができず、参加できなかったことによるものとなっております。

11節 需用費のうち食糧費 6,000円は、成人式用ノンアルコールシャンパンとなっております。説明資料、52ページに記載しておりますのでご参照ください。

決算書、142ページ・143ページをお開きください。

19節 負担金補助及び交付金の不用額が40万2,400円となっておりますが、文化・スポーツ合宿誘致推進事業に対し、申込みが少なかったことによるものとなっております。

続きまして、決算書142ページから145ページになります。

10款 教育費、4項 社会教育費、2目 公民館費です。

予算額 2億4,480万6,000円、決算額 2億3,656万7,187円、執行率は96.6%です。

主なものとして、公民館管理臨時職員と図書整理員の3名分の人件費、需用費、公民館管理に係る委託料、工事請負費、備品購入費となっております。

11節 需用費の不用額が174万136円となっておりますが、要因として暖房設備改修による燃料費の減少となっております。なお、修繕費の内訳につきましては、説明資料153ページに記載しておりますので、ご参照ください。

12節 役務費内の送料の支出額が0円となっておりますが、道立図書館からの貸し出しによる返却がなかったためです。

決算書、144ページ・145ページになります。

15節 工事請負費の不用額 559万440円は、中央公民館改修工事に係る入札減によるものとなっております。

続きまして、10款 教育費、4項 社会教育費、3目 資料館運営管理費です。

予算額 571万3,000円、決算額 473万5,127円、執行率は82.9%です。

主なものは、資料館非常勤職員の人件費、需用費、施設管理の委託料となっております。146ページ・147ページをお開きください。

11節 需用費の不用額が71万4,461円となっております、主に燃料費及び修繕費の減によるものとなっております。修繕費内訳につきましては、説明資料の153ページに記載しておりますので、ご参照ください。

また、お茶代につきましては、来客用のお茶となっております。こちらにつきましては、説明資料の52ページに記載しておりますので、ご参照ください。

12節 役務費のピアノ調律料支出額が0円ですが、これは資料館にあるピアノを公民館へ運び、ピアノを調律したことによる支出の減となっております。なお、ピアノは講堂で行われた芸術鑑賞事業にて使用いたしました。

続きまして、10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費です。

決算書は、146ページから149ページとなります。

予算額 322万6,000円、決算額 284万9,718円、執行率は88.3%です。

主なものは、全道・全国大会へ参加された児童生徒への参加報償費となっております。

8節 報償費のうち、全道・全国大会参加報償費として、バレーボール少年団、空手道少年団、小学校軟式野球選抜への参加が1名、中学生ベースボールクラブとして参加している中学生5名、あわせて対象人数が小学生16名、中学生6名となっております。

9節 旅費のうち、普通旅費及び委員研修旅費の支出額0円につきましては、研修会の日

程調整ができず、出席できなかったことによるものとなっております。

148ページ・149ページをお開きください。

12節 折込料の支出が0円に関しましては、町政広報及び町ホームページ、防災無線の活用による支出の減となっております。

それ以外につきましては、例年どおりとなっております。

続きまして、10款 教育費、5項 保健体育費、2目 保健体育施設費です。

決算書は、148ページから151ページとなります。

予算額 1億621万8,000円に対し、決算額 1億182万9,216円、執行率95.9%です。

主なものは、スポーツセンター非常勤職員・パークゴルフ場や施設清掃等の臨時職員の人件費、各施設の需用費、改修工事による工事請負費です。

7節 賃金の不用額が113万1,954円となっておりますが、主なものとして、雪不足のためスキー場の運営短縮等による支出の減となっております。

11節 需用費の不用額につきましては、64万7,058円となっており、燃料費及び修繕費の減となっております。また、スポーツ用品修理費の支出額0円につきましては、スポーツ用具等の破損がなかったことによる支出の減です。

需用費のうち修繕費につきましては、説明資料154ページに内訳を記載しておりますので、ご参照ください。

決算書、150ページ・151ページをお開きください。

13節 委託料のうち、融雪剤散布委託料の支出額が0円ですが、雪不足により融雪剤の散布が必要なかったことによる支出の減となります。

15節 工事請負費の不用額 184万360円につきましては、スポーツセンター改修工事に係る入札執行減となっております。

16節 原材料費の不用額 53万9,137円につきましては、各施設の営繕材料の減によるものとなっております。

歳出の説明については、以上です。

次に、歳入の説明に移ってもよろしいでしょうか。

東出委員長 どうぞ。

土門主査。

土門主査 それでは、歳入についてご説明いたします。

決算書、18ページ・19ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育費使用料は、予算額 204万1,000円に対し、収入済み額 226万4,529円となっており、公民館使用料 20万5,289円、保健体育施設使用料 205万9,240円で、主にパークゴルフ場の使用料となっております。

説明資料、155ページにパークゴルフ場の利用状況を記載しておりますので、ご参照ください。

決算書、26ページ・27ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、5目 教育費補助金、1節 社会教育費補助金のうち、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 5万5,000円につきましては、無名塾及び無名塾ジュニアの活動に対する補助金となっております。

決算書、38ページ・39ページをお開きください。

20款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入、生涯学習課社会教育グループ所管のものは、公民館電気使用料 5,983円は、公民館施設改修工事作業に伴う施工業者が使用した電気使用料となっております。

公民館講座受講料 3万2,000円は、公民館講座、水中運動、水泳教室参加料となっております。

雇用保険料繰替金は、1万7,769円が社会教育グループ所管となっております。

公衆電話手数料は、910円が社会教育グループ所管となっております。

歳入の説明は、以上となります。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

安齋委員。

安齋委員 安齋でございます。

前に公民館のほう修理というのを終えたあとに、屋根の雨漏りがしているという話があったと思うんですけども、こちらのほうはもう完全に修復できているのでしょうか。

それから、こちらのほうで電気の工事関係、音響のほうも含めた形の電気工事なんでしょうか。音響のほうもあまりよろしくないっていう話は聞いていたんですけども、その辺はどうなっていましたでしょうか。すみません、確認までお願いいたします。

東出委員長 2点について。

西山課長。

西山生涯学習課長 安齋委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、公民館講堂の屋根からの雨漏りっていうことで、昨年度中央公民館、スポーツセンターの機械電気設備の改修工事ということで、実施いたしました。そのあとに、雨漏りがあるということで、そのあと業者さんに再度来ていただく中で、原因をまず突き詰めて修理のほうを行っております。昨日来の雨の状況ですけれども、講堂につきましては、雨漏りはいまのところしておりませんので、改修されたっていうことでご理解いただければと思います。

あと、音響設備の関係なんですけれども、昨年度の工事につきましては、あくまでも機械・電気設備の改修工事ということで、音響の部分については、工事等は行っておりません。ただ今年度、先ほど来の議会の中でスポーツセンターの外壁、あと建具の改修っていうことで進めております。その際に中央公民館の外壁、建具等のそれも予算計上してございましたが、ヒアリングの中でその部分については、まず今年度はスポーツセンターという話で、公民館の部分については予算は付いておりません。

ただその中で、ただ外壁の塗装とかそういうものだけじゃなく、いろいろ指摘されている音響設備だとかステージ上の緞帳、そういった部分も改めて精査して、積算する中で新年度予算の中で、予算要求していきたいというふうに考えております。

東出委員長 安齋委員。

安齋委員 ということは、音響のほうはまだ何も手を付けていない状態ということですか。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 音響につきましては、従来と同じような状況となっております。ただ、業者さんに来ていただいて、ちょっとアンテナの場所だとかその辺確認はしていただいて

おりますけれども、やはり場所によっては音が切れたりという状況は、いま現在も続いているという感じとなっております。

東出委員長 安齋委員。

安齋委員 であれば、いろんなイベント、町外からいらっしゃるかた、講演会とかそういうものに関して、やはりブチブチ音が途切れたりとか不安定な状態ということであれば、非常に前にも言われていたと思うんですけれども失礼でもありますし、できるだけ早急に直していただくよう要望して質問を終わります。

東出委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

吉田委員 いまの安齋委員からの関連の質問なんですけれども、講堂の雨漏り等ありまして、私達もちょっとイベントに行った時に、階段の雨漏りありましたよね。原因がわからないと、この辺の状態がどうなっているのか。

それと1点、いやらしい質問になっちゃうんですけれども、雑入の中で、公民館電気使用料ありましたよね。その説明、業者さんが改修に入ったと。そして、電気代って言うんですけれども、これどうゆう基準で電気代ってのはじけるのかなと思っていま疑問に思ったので、ちょっとそこら辺こういう何日か時間があって、それで使ったのでこのぐらいであればいいんですけれども、電気料使った分どうやって払ってるのかなと思っていま、素朴な疑問なんです。答えられれば答えていただきたいなど、2点で。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 吉田委員のお尋ねなんですけれども、まず公民館の階段のところの雨漏りでございます。これにつきましては、いま現在も雨漏りしている状況です。建設水道課のほうにも見に来ていただく中で、概ねここであろうというところは、いま出てきておりますので、積算する中で予算がどのくらいかかるか、それを見てまた補正なり事業予算内で間に合う修繕であれば、早急に対応したいというふうに考えております。あと、電気については担当のほうから

東出委員長 土門主査。

土門主査 先ほどのご質問について、ちょっと基準がわからないんですが、業者さんが使う電気のところについては、メーターを取り付けて、そのかたがいくら電気を使用したかによって電気料の発生、その分を差し引きして業者さんにいれてもらっているような形になっております。以上です。

東出委員長 ほかにございませんか。

相澤委員。

相澤委員 細かいことなんですけれども、145ページ。工事請負費、かなり不用額残している扱いなんですけれども、これ事務処理それこそ補正等3月のあれでできなかったのかどうか、その辺だけちょっと確認。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 相澤委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、145ページの中央公民館機械・電気設備改修工事と、あと151ページのスポーツセンター機械・電気設備改修工事ということで、これにつきましては繰越明許での事業というふうになっております。財政サイドと確認取る中で、繰越明許での不用出た場合は、補

正で落とすということではなくて、そのまま残すようにという指導を受けておりますので、今回こういった形で計上させていただいております。

東出委員長 平野委員。

平野委員 今回、社会教育に関わる各委員会の開催については、満額ではないにせよ開催がされている、過去にはゼロという時もありましたので、しっかり開催されているなど思った反面、旅費の中で研修会に旅費を使わなかったと。その説明が土門主査の説明では、日程調整が付かなかったという説明されたんですけども、各この手の委員さんも大変多忙な中、受けていただいているっていうのは理解しますが、やはり年間とおしたスケジュールの中で、このような研修も予算を取って行っていただくっていうことを当然、当初から話されて進めていると思うんです。その中で委員さんが複数いる中で、必ず行かなきゃならないわけでもないでしょうし、代表されて誰かが行くっていうことすらも調整付かなかったのか。そこは、やはり事務局サイドの伝達の仕方と言いますか、調達の仕方がちょっと不足していたんじゃないかなと思われるんですけども、その部分の見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 平野委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほど委員研修等の旅費の中で、0円という形で決算上上げております。実は、平成31年度から木古内町スポーツ推進委員の渡島の事務局を木古内町でもっておりまして、会長・事務局職ということで、木古内が担当しております。その中で、こちらでは0円という形にはなっているんですけども、実は他団体負担という形で、実際旅費のほうは出ております。会議のほうにも出席していただいているというところではあるんですけども、それ以外の委員さんがなかなか調整付がなく、出席できていなかったということで、ご理解いただければと思います。

東出委員長 平野委員。

平野委員 スポーツ推進委員さんについては、別口の本部からの予算が出て、しっかり研修に参加されているということで。それ以外っていうのは、どこのことを差しているんですか。社会教育委員さんのことを差しているんですか。141ページのほうの委員研修旅費についての見解で、いまそのような答弁だったんでしょうか。

東出委員長 土門主査。

土門主査 この部分につきまして、社会教育委員長の日程調整等がうちのほうでできなかったという落ち度かちょっとわからないんですけども、すみません、なります。

職員の代理出席等も日程調整ができなかったものですから、こちらの部分支出ゼロとなっております。以上です。

東出委員長 149ページ、ちょっと教えてもらいたいんです。パークゴルフ場の関係については、資料付いているんですけども、プール管理賃金、それからスキー場の管理賃金、これ教えていただきたいのは、何人分の賃金なのか。それから、プールではどれくらいの稼働日数っていうのかな、その日数。プールとスキー場、これ教えていただけますか。

土門主査。

土門主査 プールの職員数につきましては5人、スキー場の管理人につきましては3人、パーク場が4名となっております。町民プールの稼働日数につきましては、6月から9月までの

開館となっております。スキー場は1月6日から3月3日までの運営をする予定だったんですが、雪不足の関係で2月までとなっております。1月・2月あわせまして、20日間の運営となっております。

東出委員長 それで、聞きたいのはスキー場、パークゴルフ場なんだけれども、天候に左右されますよね。それで、スキー場の場合は正味20日間くらいということで、113万の不用額が出しているんですよね。これは、それで私良いと思うんだけど、ただそこに募集をかけているでしょう。そして、そこに携わっている人、3人いるんですよね。やはりその人達っていうのは、これを充てにして、ある意味じゃ年金の足しとか、それから生活費の一部とかに描いていますよね。ところがここで、ただ数字を削ればこうやって決算で、100何十万落としましたよというだけで済まされる問題じゃないわけですよ。だから、その辺は雇用形態の中で、それでも納得して働いているものなのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

西山課長。

西山生涯学習課長 東出委員長のお尋ねにお答えいたします。

今回、本当にスキー場のように20日間ちょっとくらいしか開館期間がなかったんですけども、やはりその間、その都度、臨時職員のかたともいろいろ協議してきました。

やはり自然相手なので、いつ雪降るか降らないかっていうのも正直ありまして、オープンしてからは雪降らない時は、いろいろ坂の部分をやっといろいろ子ども達が使いやすくなるように設置したりとか、そういった形で対応はしてきております。ただ、そのあと全然雪がまず降らなかったということで、その中で臨時職員さんのかたといろいろ話して、休みっていう形で対応をしておりました。そのあとコロナの関係で、補償云々っていう話とかもいろいろ出てきたんですけども、その当時についてはちょっとそこまで考えておりませんでしたので、そういう形で職員とはいろいろ話を進めて納得をしていただいているところではございます。

東出委員長 当人とのお話の中で納得してもらえれば、それで問題はないとは言えども、やはり期間を見て使う以上は、ある意味じゃもうちょっと。微妙なところなんだけれども、いま平野委員が私にサポートしてくれたんですけども、それは採用する時点できちんと当人と確認が取れているのかという部分だけ教えてください。

西山課長。

西山生涯学習課長 各施設の臨時職員の採用にあたっては、期間の延長だとか短縮っていう部分については、採用の際に謳っておりますので、その部分は認識していただいているというふうになっております。

東出委員長 ほかにございませんか。

竹田委員。

竹田委員 149ページのスポーツ協会の補助金8万円、人口減に伴ってスポーツ人口が段々減ってきているというのが実態なんですよ。いま昔の体協ですよ。体協の加盟のスポーツ団体、いま何団体で、例えばこの協会の事業として、これ事務局はセンターで持っている。だから、どういう事業を行っているのかっていう部分。

それと、151ページの原材料で不用額出ていますけれども、これ例えば原材料もしこんなに余裕っていうか残るのであれば、例えば以前から言っているパーク場の張り芝をやはり

ストックしておくだとか、そのことによって春先でも例えば剥離しているところに木理を補充するだとか、そういうこともできるんじゃないかなっていう気がするんだよね。春になってからパーク場例えばオープンしてからは、こういう部分があっても材料がないから全然補充できないっていうのが実態なのかなとは思うんですけども、これは31年度の決算とすれば不用額になった。今後、そういう余裕があるのであればそういうストックするような方法もやはり考えて、その部分は要望しておきます。

東出委員長 西山課長。

西山生涯学習課長 竹田委員の質問にお答えいたします。

まず、町のスポーツ協会の団体なんですけれども、いまは野球協会とパークゴルフ協会の2団体しかございません。その2団体の中で、総会等開く中で、パークゴルフ協会につきましてはパークゴルフ協会長の大会を実施したり、あと野球のほうはいまチーム数がもう減少しているってということで、なかなか大会等が開催できない状況ではあるんですけども、いま現在は2団体で運営しているっていう状況となっております。

東出委員長 ほかにございませんか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時51分

出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、社会教育グループの審査をこれで終わりたいと思います。

給食センターに入るまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

(2) 学校給食センター

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

給食センターの関係について、西山課長のほうから説明を求めます。

西山給食センター長。

西山学校給食センター長 それでは、学校給食センター所管の決算について、ご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。

決算書の150ページから153ページをお開きいただきたいと思います。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費 予算額 4,788万7,000円、決算額

4,611万5,587円、不用額につきましては177万1,413円ということで、執行率は96.3%となっております。

まず、1節の報酬ですけれども、決算額が3万円ということで、これにつきましては学校給食センター運営委員会を2回開催しております。2回開催する中で、10名の出席をいただいております。なお、1回目・2回目ともに5名ずつの出席となっております。

続いて、7節の賃金ですけれども、決算額が1,076万8,168円となっております。

こちらにつきましては、調理員5名及びパート調理員2名分の賃金となっております。

なお、不用額につきましては、主にパートの勤務時間数の減によるものとなっております。

続きまして、9節の旅費 決算額 86,100円、これにつきましてはセンター長と会議が札幌で開催されております。あと、栄養教諭研修会、調理員研修会等に出席した旅費等となっております。

続きまして、11節の需用費になります。

決算額 1,232万369円、不用額が71万631円となっております。

これにつきましては、主に光熱水費、その中でも電気・水道、不用額が40万4,548円とあと燃料費、これにつきましては灯油が不用額 30万2,004円となっております。

なお、コロナ感染対策に関わる学校休校で、給食を停止したことによるものとなっております。

なお、資料番号の4、生涯学習課資料で154ページのほうに給食センターの修繕関係を掲載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、13節の委託料 決算額 822万5,033円となっております。

これにつきましては、不用額 13万3,967円ございますが、全ての項目で予算内の執行というふうになってございます。

決算書の154ページから155ページ目をお開きいただきたいと思います。

ここでは、14節の使用料及び賃借料、及び16節の原材料につきましては、概ね予算内の執行というふうになってございます。

ただ、16節 原材料につきましては、不用額で51万8,761円となっております。

これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、コロナ感染症対策に係る3月の学校休校に伴って、給食を提供することができなかったことによるものとなっております。

歳出については、以上となります。

引き続き、歳入についてもご説明させていただきます。

決算書の36ページから37ページ目をお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1節 学校給食費 予算額 240万7,000円、調定額が249万9,138円、収納済額が222万7,283円で、収納率は89.2%となっております。

なお、収入未済額につきましては、27万1,855円となっております。

1節の学校給食費につきましては、収入済額が222万7,283円で、内訳につきましては現年度分が221万1,283円で、過年度分が1万6,000円となっております。

なお、現年度分につきましては、100%の収納となっております。

続いて、3節の雑入でございます。

こちらにつきましては、39ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄の中で、生涯学習課欄の使用済食用油売払金が480リッターで4,800円、リッター10円の単価となっております。

同じく雇用保険繰替金 1万9,063円につきましては、給食センター調理員5名分の繰替金となっております。

次に、学校給食費未納者の状況について、ご説明いたします。

資料番号4の158ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度当初の未納額につきましては、4世帯で28万7,855円で行いました。

年度中に2世帯から1万6,000円、1万円と6,000円の納入がされてございます。そのうち、1世帯につきましては全額完納となっております。

また、年度末の過年度未納額につきましては、27万1,855円という状況となっております。なお、過年度未納額については、一部を除いて少額ではありますが、納入の意思を持って分割されておりますので、今後も完納に向けて引き続き収納に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

東出委員長 給食センター関係の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 1点だけ、コロナの関係で学校が休みの時、給食センターも当然。それで、賃金関係で20何万不用額出ていますけれども、コロナ影響での不用額なのかどうなのか。例えば、非常勤職員の雇用形態にもよるんです。月額なのか日額なのかによって、当然日額であれば稼働しない部分、減額になる。この不用額を単純に調理員の5名で割り返せば、1人あたり5万くらいがコロナの関係で減収っていうかなっているっていうそういう実態なのかどうなのか。月額であれば例えば休みであってもセンターに出て業務をしてもらうっていうことも考えられるんだけど、その辺の実態がどうなのか。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

西山給食センター長。

西山学校給食センター長 竹田委員の質問にお答えいたします。

まず、臨時職員につきましては月額ということで、ご理解いただければと思います。

今回、不用額出ているかたにつきましては、臨時職員が休んだ場合の代替えのパートのかたの賃金も持っておりまして、その方々の分が今回不用額ということで、残っているというふうにご理解いただければと思います。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 この不用額出ている部分は、パートさんの賃金の分だということ。そうすれば、何日分見えていますか。だから、それ何日分計上していますか。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

西山給食センター長。

西山学校給食センター長 パートの賃金につきましては、平成31年度予算額として50万1,000円、実績額といたしまして28万1,880円、今回不用額が21万9,120円ということで、ご理解いただければと思います。あと、臨時職員の全体の予算の残った部分含めると、先ほどの26万8,832円という形になるということで、ご理解いただければと思います。

東出委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、学校給食センターの審査を終わりたいと思います。

これで全て、教育委員会の所管する審査を終わりたいと思います。教育委員会の皆さん、どうもご苦勞様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時19分

(3) 税務課

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

税務課グループの皆さん、どうもご苦勞様でございました。

早速、審査に入りたいと思います。

それでは、幅崎課長のほうから何かありますか。なければすぐ入りますけれども。

(「特にございませぬ」と呼ぶ声あり)

東出委員長 それでは、説明に入っていただきたいと思います。どなたからでしょうか。

山下主査。

山下主査 税務課、山下です。よろしくお願ひいたします。

それでは、税務課所管分につきまして、私のほうから説明させていただきます。

税務課所管分につきましては、町民税などからかかる一般会計分と国保税にかかる国保会計分がございますので、まずは一般会計分から説明させていただきます。そのあと国保会計の税に関する部分について、ご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計歳出から説明いたします。

決算書、66ページ・67ページをお開き願ひします。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費で、予算額 392万7,000円に対しまして、決算額 363万4,126円となっております。

1節の報酬から19節 負担金補助及び交付金までとなっております。固定資産評価審査

委員会委員報酬、職員普通旅費、法規追録費、納税組合の集金時の現金取扱いに係る保険料、国税連携に関連するデータ処理システムとの専用回線使用料となっております、一番下の19節 負担金補助及び交付金では、納税貯蓄組合補助金以下記載のとおりとなっております、例年と同様の支出内容となっております。

続きまして次のページ、68ページ・69ページをお開きください。

2目 賦課徴収費になります。

予算額 607万5,000円に対しまして、決算額 585万2,186円となっております。

9節 旅費につきましては、徴収事務についての研修旅費を計上してはりましたが、既に専門研修を受けた職員が配置されたこともありまして、予算の執行はありませんでした。

11節 需用費は、督促状などの印刷製本費などとなっております、前年度と同様の支出となっております。

12節 役務費につきましては、新たに増えたものとしまして31年度から運用しましたコンビニ収納に係る手数料 39万3,461円を支出しております。

13節 委託料につきましては、31年度で増えたものとしまして、委託料の一番下に記載しております固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料、これが3年に一度の評価替えに必要な鑑定業務の委託料となりますが、253万円を支出しております。

ほか、各税に係る賦課業務事務委託料など例年同様の支出内容となっております。

続きまして、決算書160ページ・161ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 町税等還付金 582万4,102円のうち税務所管分は、一番上の黒丸のところになりますが、法人町民税還付金以下、町道民税還付金までとなっております、あわせますと109万1,245円が還付金となっております。

歳出は以上となっておりますので、引き続き歳入のほうに入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 どうぞ。

山下主査。

山下主査 それでは、歳入の税務課所管分につきましては、説明いたします。

決算書は、12ページ・13ページとなりますが、決算書に記載しております税務課所管分の歳入に関しましては、資料番号4の決算審査特別委員会説明資料のほうに記載しておりますので、こちらのほうでご説明したいと思います。

それでは、こちらの資料の税務課分は70ページになりますので、お開きください。

平成31年度町税等収納状況一覧表になります。このうち、一般会計にかかる歳入について、ご説明させていただきます。

こちらの表は、上段に税目、予算額、調定額、収入額から現年度の収納率について記載したものとなっております、上から個人町民税、法人町民税と続きまして、入湯税までが一般会計で歳入となる税目となっております。

税目ごとの予算額、調定額は記載のとおりとなっておりますので、主に収入額及び収納率について、ご説明いたします。

まずは、個人町民税ですが、収入額は現年課税分で1億3,759万4,116円、滞納繰越分では224万356円となっており、不納欠損額は114万1,810円、収納率は現年課税分98.6%、滞納繰越分14.6%となっております。

次に、法人町民税ですが、収入額は現年課税分で3,580万4,300円、滞納繰越分 6万2,000円、不納欠損額は6万円となっており、収納率は現年課税分100%、滞納繰越分は50.8%となっております。

続いて、固定資産税になります。

収入額は、現年課税分で2億5,080万1,800円、滞納繰越分は577万8,978円、不納欠損額は61万2,490円、収納率は現年課税分対前年度比0.5%増の99.1%、滞納繰越分につきましては7.8%増の25.1%となっております。

続いて、国有資産所在市町村交付金及び納付金につきましては、調定額、収入額ともに同額の756万7,000円であり、収納率は100%となっております。

次に、軽自動車税になります。

収入額は、現年課税分で979万6,200円、滞納繰越分は15万8,700円、不納欠損額は1万6,700円、収納率は現年度課税分は、対前年度比0.5%増の99.4%、滞納繰越分は対前年度比12.3%増の28.3%となっております。

続きまして、軽自動車税環境性能割です。

こちらは昨年、消費税率の引上げ時の10月に自動車取得税が廃止され、新たに購入時の税として環境性能割が導入され、燃費性能に応じて軽自動車で0から2%課税されるようになってものです。

当面の間、北海道にて賦課徴収を行い、町に払い込まれる制度となっております。

金額につきましては、調定額、収入額はともに登録車7台分の12万2,200円となっております。

続いて、町たばこ税ですが、調定額、収入額ともに4,451万2,999円となっており、収納率は100%です。

次に、入湯税です。

収入額は137万2,800円となっておりまして、収納率は100%です。

一般会計に係る税の計としましては、①の一般税計の欄になりますが、現年課税分の調定額は4億9,198万1,457円、収入額は4億8,757万1,415円、収納率は対前年度比0.2%増の99.1%となっており、滞納繰越分は、調定額は3,898万4,758円、収入額は824万34円、不納欠損額は183万1,000円、収納率は対前年度比6.2%増の21.1%となっております。

1款の町税につきましては、以上となっております。

続きまして、決算書のほうに戻りまして、18ページ・19ページになりますので、お開きください。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料のうち、税務課所管分としまして、上から四つ目の税務証明手数料になりますが、所得証明書などの交付手数料で、収入額 19万4,100円となっております。

その一つ下の町税督促手数料の収入額は、4万600円となっております。

次に、決算書は28ページ・29ページになりますので、お開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税费委託金につきましては、町道民税の納税義務者数に一定率乗じて交付される道民税徴収取扱費としまして、579万3,322円収入しております。

続きまして、決算書34ページ・35ページをお開きください。

20款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金につきましては、23万7,764円収入しております、2目・1節 過料は収入がありませんでした。

次に、決算書のほう1ページめくっていただきまして、37ページになります。

5項・1目・3節 雑入の税務課所管分ですが、上から三つ目の黒丸になります、土地精通者意見価格調書作成手数料としまして、1万2,350円収入しております。こちらにつきましては、税務署から町内の土地の評価額などについて照会された、19件分の調査の回答に対する収入となっております。

以上で、一般会計の歳入の説明を終わらせていただきますが、引き続き国保会計の税務課分について、入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 進めてください。

山下主査。

山下主査 それでは、国民健康保険特別会計税務課所管分について、ご説明いたします。

決算書は、国保の会計のほうになります。

20ページ・21ページをお開きください。

1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴収費 予算額 362万9,000円、決算額は348万8,113円となっております。

この中で31年度に増えたものとしては、13節 委託料で、国保税の制度改革に伴うシステム改修委託料 86万9,000円を支出しております。

ほか、9節 旅費から12節 役務費、及び19節の負担金補助及び交付金につきましては、例年同様の支出内容となっております。

2目 納税奨励費は、予算額 13万5,000円、決算額 12万9,600円となっております、国保税に関するパンフレットの購入費用で、例年同様の支出となっております。

決算書は、42ページ・43ページとなりますので、お開きください。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料は1万7,100円、2目 退職被保険者等保険税還付金につきましては、支出がありませんでした。

歳出の説明は以上となりますので、引き続き歳入の説明のほうに入らせていただきます。

歳入について、ご説明いたします。

決算書は、8ページ・9ページになりますが、こちらについても先ほどの資料番号4の70ページのほうでご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

国保税につきましては、①の一般税計から下のほうに記載しておりますが、国保税の一般、そして退職、計を掲載しております。

②の国保税計の欄で説明させていただきますが、現年課税分は、調定額 9,454万6,200円、収入額は9,095万1,523円、収納率は96.2%となっており、滞納繰越分につきましては、調定額は4,652万8,301円、収入額は660万7,381円、不納欠損額は254万5,648円、収納率は14.2%となっております。

国保税を含む現年課税分、滞納繰越分をあわせました町税全体の収納状況は、④の合計になりますが、調定額、収入額は記載のとおりとなっております、収納率は88.3%で、前年度と比較しますと1.4%向上しているところです。

また、資料の次のページ71ページには、過去の収納状況としまして収納率の推移を参考

までに載せております。

③の町税合計になりますが、平成31年度現年課税分では、対前年度比0.1%増の98.6%、滞納繰越分は、対前年度比4.2%増の17.4%、現年分と滞納分の計では、対前年度比1.4%向上し88.3%、不納欠損額は437万7,000円ほどとなっております。

次のページ、72ページの上段のほうには、納税方法別の収納状況となっております、給与や年金からの特別徴収が全体の24.5%、納税組合での納付、口座引落がそれぞれ13.2%、11.1%となっております、31年度からはじまりましたコンビニ・スマホアプリでの収納は6.7%、窓口納付者が44.5%となっております。

同じく72ページの下段のほうには、滞納整理機構の収納状況となっております、移管額、収納金額、収納率はそれぞれ記載のとおりです。

また、次のページ73ページには、不納欠損処分について理由別ごとに掲載したものでとなっておりますので、こちらのほう後ほどご参照いただければと思います。

1款 国民健康保険税については、以上となります。

決算書に戻りまして、10ページ・11ページをお開きください。

一番上の科目になります。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は、2万5,900円となっております。

1枚めくっていただきまして次のページ、12ページ・13ページになります。

7款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 一般被保険者延滞金は、255万9,566円となっております、2節 退職被保険者等延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続いて次のページ、14ページ・15ページになりますが、3項・6目・1節 雑入になります。

渡島・檜山地方税滞納整理機構の過年度精算還付金 15万5,206円を収入しております。

これは、滞納整理機構の平成30年度決算で、余剰金が生じた分を翌年度に各町に案分し還付されるものとなっております。

国保会計にかかる税に関する部分は、以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

東出委員長 多岐にわたっておりますけれども、質問があれば受けたいと思います。

平野委員。

平野委員 税務課はここ近年、収納率について年々向上して、ことしもまた向上しているという大変素晴らしい担当課として努力が見えます。その中で、ちょっと前年比ないんですけども滞納整理機構の負担金、ことしは一般会計で予算に対して約3分の1以下しか使っていないんですけども、前年比って資料見えないと思うんですけども、国保会計・一般会計それぞれの整理機構の負担金の前年比を教えてくださいんですけども、まず1点。

それと、一般会計のほうの161ページ、過誤納還付金なんですけれども、こちらは税務課担当のが法人から8件・3件・10件とありますけれども、この過誤納還付金については、人的ミスでこの還付した件数はないっていう認識でよろしいんですよね、報告も受けていませんし。そこ確認です。

それと、資料の72ページ、平成31年からコンビニでも支払できるということで、たった

1年で利用者がそれなりに成果が出たなという感想です。今後、益々世代がどんどん変わっていくにつれて、コンビニ・スマホアプリの需要が増えてくると思うんですけども、ここにスマホアプリって書いていますけれども、現在スマホアプリでの支払できないですよ。その内容の確認。

東出委員長 3点について。

幅崎課長。

幅崎税務課長 平野委員の3点について、お答えいたします。

まず、1点目の滞納整理機構への負担金ですが、前年度55万6,000円、昨年の決算が56万3,000円とほぼ横ばいということで、押さえておいてください。また、国保会計につきましても、平成30年が175万3,000円、去年の決算が178万3,000円とこちらもほぼ同程度ということで、回答いたします。

2点目の決算書161ページの町税等の還付金についてですが、人的ミスはなかったのかというお尋ねですが、法人町民税が8件と固定資産税3件、町道民税が10件です。法人町民税につきましては、このたびの9月の定例会でも過誤納還付金のほうを補正させていただきましたが、法人の申告については前の年の決算で、法人町民税が20万以上発生していると必ず中間申告、来年に向けて。人的ミスはございませんということで。

3点目の資料の72ページのほうに、納税方法別一覧ということで、項目出しとしてコンビニとスマホアプリということで記載がございますが、これは広い括りでコンビニ納税といま現在ラインペイとペイペイが利用可能だということで、大括りでこのような表記とさせていただきます。以上です。

東出委員長 平野委員。

平野委員 ほかの自治体の税の収納の取り組みなんですけれども、滞納整理機構に結構依存じゃないですけども、負担金が大きく発生している自治体とかも見受けられる中、我が町は前年比もほぼ同等でありながらも、収納率が上がっているっていうことに対しては、大変評価したいと思います。スマホアプリもペイペイ、a u ペイ、これもう1回確認ですけども、資料の72ページの4項目の税について、全て対応できるってことでいいんですか。もう一度確認。

東出委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 先ほど平野委員から a u ペイというふうに発言ありましたが、ラインペイとペイペイの二つです。全ての税目対応しております。

東出委員長 ほかにございませんか。

竹田委員。

竹田委員 いま平野委員含めて監査委員の所見の中でも収納意識が高く、前年に引き続いたの努力、そのことに敬意を表するっていうコメントも出されています。私は1点だけですから、固定資産の関係ですけども、ここ何年か見ますと当然人口が減っている部分、その部分って税収も落ち込んでくるのかなっていうふうに思うんですよ。ただ、固定資産ずっと何年間の推移を見ますと、その年によって多少のこぼこありますけれども、若干下がってきている。これ課長、具体的にいろいろ何年か前に話題になったホテル、ホテルの固定資産がどのくらいこの税収の部分に反映しているのかなっていうのが当初、ホテル議論があった時にいままでは企業誘致の中で固定資産が減免するっていうまた復活した

わけだから、その部分は町の収益として大きな要素かなと思って我々ちょっと期待もしていたんだけど、ここ何年間の税の伸びを見ると目立った増え方していないから、そんな大きな金額ではなかったのかなっていう部分もあるものですから、その辺の実態と過去の流れどういう形で例えば固定資産が30年から見て落ち込んでいるのはどういう要素だっという事で分析しているのかなっていうふうにその辺。

東出委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 竹田委員のお尋ねですが、固定資産税の収納率の関係でございます。

新幹線の木古内駅の開業に伴って、いろんな固定資産の要素を近年、ここ何年間の間にガラッと様変わりしております。確かにご指摘のとおり大きな建物、いままでになかった建物は建っておりますが、振興対策として一定の条件を満たすと固定資産税が減免されますので、いまのところお尋ねのホテルの部分については、こちらの固定資産税の分母と分子のほうには入ってございません。仮に100万円規模の固定資産税が後年度に発生したとすれば、調定額2億5,000万円なので、その部分については100万円規模でも0.4%程度ということで、そこまで大きくないというふうに認識しております。

滞納の分析ですが、いまこの230万の未収額の中には、確かに滞納整理機構に引き継げばもしかしたらというのもございますが、いまのところ分割のお札とかで送りながらも納付しているとそんな状況でございます。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いま課長の答弁で、ホテルの部分は減免措置はあるの。

東出委員長 廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 私のほうから1点、資料の72ページの納税方法別一覧という中の窓口納付ほかという部分で、「ほか」って何かというのと、純粹に窓口だけの納付金額等がわかれば教えていただきたいと思います。

東出委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 72ページの納付別の中身についてのお尋ねですが、窓口納付ほかの「ほか」については、差し押さえだとか滞納整理機構だとかで取り扱っているものが含まれております。ここから滞納の執行額を差し引いて、この表の同じページの下に書いてあります滞納整理機構の部分を差し引くと実質の窓口の部分が出るんですが、いまこの表の中で明確な数字は出ていませんが、その部分を差し引けば窓口納付の額が出てくるということで、ご理解願います。

東出委員長 ほかございませんか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

資料70ページに町税等の収納状況ということで、滞納の分が出ております。その中で、不納欠損額ということで、73ページにその資料が出ているということで、根拠法令というところが下にありますけれども、1号・1号・3号というふうになっております。まずこれ真ん中2号ですよ、というのでそれは直していただければいいと。中で1号・2号・3号、それぞれ財産がないとか逼迫させる生活を水準を落とすとか不明ということで、致し方ない処分であるかというふうに考えますが、それ以外に残っているかたはそうではないと。

それをその方達は払える状況にあるという判断だと思っておりますが、先ほど話したとおり前

年よりは収納率は上がっているという中でも、やはり金額がどうしても大きいなというのが目に付いてしまうので、極力収納は頑張っていたきたいというところですが、なかなかとれないものに火をかけるのもどうなんだという話が前のほかの課とかでもありましたけれども、これ実際はやはり担当課の人間がそういう徴収に訪問したりとかそういうような作業をしているんでしょうか。ちょっと聞かせていただけますか。

東出委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 いま後段の安齋委員のお尋ねについて、ほかの税以外の公金の部分という意味合いなのか、それとも税に関してほかの部署の協力があるかどうかというお尋ねなのかそこだけ確認します。

東出委員長 安齋委員。

安齋委員 すみません、言い方が悪くて申し訳ございません。ほかの課でもやはり滞納になっているものがあって、それを徴収する作業にあたっては非常に苦慮しているというところで、いろんな理由があるそういう中で、なかなか取れない回収できない、そういうものに費用をかけたり労力を使うというのは、効率が悪い面もあるという話をしていたものですから、やはり税務課も同じような考え方なのかなというふうに思いましてお尋ねをしたところです。それで、徴収等の作業にあたって税務課の職員だけがそういう行動にあっているのかどうかということを知りたいです。

東出委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 安齋委員のお尋ねですが、税のほうは国税徴収法を準用してしまっていて、非常に強い滞納処分に対して、強い権力を持っておりますので、預金調査だとか財産調査こういったものが即時にできるんですが、ほかの法規につきましては、そこまでの強い権限がないためになかなか税のような即時の未収金の回収ということに対して、ちょっと後手を踏むようなことがございます。その部分につきましては、個人情報情報のほうから逸脱しない範囲において横の連携をしておりますので、だからといってすぐ未収金が回収するものではないですが、そういった極力人為的に協力できる部分については、普段から連携を取っているということで、ご理解願います。

東出委員長 73ページの根拠法令のところで、安齋委員から指摘があったんだけど、15条の7第1項第1号、その下も第1号になっているんですけども、ここは2号に訂正。

幅崎課長。

幅崎税務課長 すいません、答弁漏れです。資料73ページの表の欄外の「根拠法令」というところで、1号から3号までその内容を記載しておりますが、2行目の15条の7第1項第1号の記載については、第1項第2号が正しいということで、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

東出委員長 ほかがございませんか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ないようでございますので、税務課所管については、これで全て終わりました。

どうも税務課の皆さん、ご苦労様でございました。

昼食のため午後1時まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

(4) 町民課

東出委員長 午前に引き続き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、どうもご苦労様でございます。

早速、審査に入っていただきますけれども、担当課長のほうから何かありますか。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 町民課、これから説明いたします。

最初は、国保担当、その次が戸籍担当、その次が福祉年金担当、最後に住民担当という順番でよろしく願いいたします。

東出委員長 担当主査のほう、不用額の大きいところも一緒にやっていただきたいと思えます。入っていただきたいと思えます。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 町民課住民グループの羽澤です。よろしく願いいたします。

私からは、国保会計・後期会計・一般会計の重度・ひとり親・乳幼児の医療費助成分について、ご説明させていただきます。

説明順につきましては、最初に国民健康保険の特別会計、続いて関連がありますので、一般会計の国保分、次に後期会計、一般会計の後期分、次に一般会計の重度・ひとり親・乳幼児の医療助成分の順番で説明させていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計からご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、税務担当から説明があった税務所管分以外について、ご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計決算書、18ページから21ページにわたります。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、決算額 2,025万9,341円で、前年度とほぼ同様の支出内容となっております。

支出の主なものとしましては、職員2名分の人件費や委託料になってございます。

決算書、20ページ・21ページをお開きください。

2目 連合会負担金は、決算額 91万3,476円で、前年と比較しますと35万4,894円の減額となっております。

減額の主な要因は、19節 負担金で、前年度に事業状況報告システムの改修等がありまして、負担が多くなっておりましたが、31年度では改修がございませんでしたので、減額となっております。

3項・1目 運営協議会費につきましては、決算額 10万4,390円で、前年度並みとなっております。

決算書、22ページ・23ページをお開きください。

4項・1目 趣旨普及費は、決算額 23万3,000円で、被保険者への通知等に係る郵便料となっております。前年度並となっております。

決算書、24ページから27ページをお開きください。

2款 保険給付費は、全体で3億6,455万4,784円となっております。

保険給付費の合計は、前年度と比較しまして、7,232万3,444円減額しております。

保険給付費につきましては、資料番号の4、決算審査特別委員会説明資料でご説明させていただきます。

説明資料、86ページをお開きください。

国民健康保険世帯数・被保険者数の推移についてですが、平成26年度末から平成31年度末までの世帯数と被保険者数の推移の表になってございます。

国保の世帯数と被保険者数の欄になりますが、世帯数、被保険者数ともに、平成26年度末から年々減少しておりまして、31年度末時点では国保の世帯数は676世帯、被保険者数は990人となっております。また、そのうち前期高齢者の人数は546人となっております、31年度末では被保険者のうち前期高齢者の割合は、55.15%となっている状況です。

次に、説明資料の87ページをお開き願います。

平成30年度・31年度の療養給付費・療養費・高額療養費等の保険者負担額比較表になります。

左側に、療養給付費と記載している項目になりますが、一般被保険者と退職被保険者をあわせた平成31年度の療養給付費は3億1,144万8,697円で、前年より5,589万6,465円減額となっております。

次の段の療養費は、一般被保険者分のみで平成31年度は620万462円で、前年より31万4,688円減額となっております。

上から3番目の高額療養費は、一般被保険者分のみで平成31年度は4,420万5,371円で、前年より1,766万2,964円減額となっております。

次に、高額介護合算療養費は一般被保険者分のみで、1万4,672円となっております。

医療費の合計は平成31年度で3億6,186万9,202円で、前年より7,389万4,303円減額となっております。

移送費は0件、出産育児一時金は4件で168万円、葬祭費につきましては、7件で21万円の支出となっております。

減額の主な要因としましては、被保険者数の減少等に伴う医療費の減となっております。

決算書に戻りまして、28ページ・29ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金は、決算額 1億3,380万4,000円となっております。

これは、北海道が国民健康保険運営方針で定める納付金算定方法に基づき算定しており、道内国保の医療費などを全道の市町村で負担するために北海道へ納付するものとなっております。

決算書、30ページ・31ページをお開き願います。

4款 共同事業拠出金は、退職者医療制度該当者を把握するための年金受給権者一覧表の作成・送付にかかる事務費で、決算額 110円となっております。

決算書、32ページ・33ページをお開き願います。

5款 保健事業費、1項・1目 特定健康診査等事業費 決算額 292万907円となっております。

前年度より48万5,473円の減額となっております。

減額の主な要因は、13節 委託料の特定健康診査において前年度より受診者数が44人減少したことにより減額となっております。

特に3月では、新型コロナウイルスの影響により受診者数が前年度より34人減少しております。

2項 保健事業費、1目 疾病予防費 決算額 209万4,061円となっております。

前年度と同様の支出内容となっております。保健事業につきましては、説明資料の88ページに記載しておりますので、ご参照願います。

決算書に戻りまして、決算書34ページ・35ページをお開き願います。

5款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費は、決算額 2,619万3,817円で、前年より241万3,463円の減額となっております。

健康管理センターの運営にあたる人件費が主な支出となっております。減額の主な要因は、健康管理システムの長期継続契約の更新に伴い、月額のリース料が前回契約時より減額となったためです。

決算書、34ページから37ページをお開きください。

2目 施設管理費は、決算額 618万3,169円で、前年より39万4,119円減額となっております。

減額の主な要因は、前年度では、需用費の修繕費でトイレの改修及び暖房機器の修繕を行ったことで増額となっておりますが、31年度につきましては、ボイラー室の換気扇修繕のみとなっているため減額となっております。

決算書、38ページ・39ページをお開き願います。

6款・1項 基金積立金、1目 国民健康保険事業基金積立金は、決算額 9,904円となっており、基金積立金の利子収入分を積み立てしてございます。

決算書、40ページ・41ページをお開き願います。

7款 公債費につきましては、予算執行なしです。

決算書、42ページ・43ページをお開き願います。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金のうち国保担当で支出があったものは、5目の特定健康診査等負担金償還金で、33万円となっております。

平成30年度の負担金の確定に伴う返還金となっております。

決算書、44ページ・45ページをお開きください。

2項 延滞金は、予算執行なしとなっております。

3項 繰出金は、特別調整交付金で受けた直営診療施設分 784万6,000円を国保病院会計へ繰り出しております。

決算書、46ページ・47ページにつきましては、9款 予備費でございます。

こちらにつきましては、執行はございませんでした。

国保会計の歳出の説明は、以上となっております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計決算書、10ページ・11ページをお開きください。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、1節 保険給付費等普通交付金は、決算額 3億7,426万9,513円で、前年度と比較しますと6,278万7,493円の減額となっております。

減額の主な要因は、歳出の2款 保険給付費、医療費が前年度より減額となっているためです。

2節 保険給付費等特別交付金で、決算額 3,656万7,000円となっております。

詳細につきましては、説明資料の85ページをお開きください。

上から2段目の表になります。

特別調整交付金ですが、31年度につきましては、決算額 1,715万4,000円で、前年度と比較しまして278万1,000円の減額となっております。

次に、上から3段目の表になります。

道繰入金（2号分）で、決算額 1,679万2,000円で、前年と比較しまして、151万4,000円の減額となっております。詳細な内訳につきましては、資料でご確認ください。

決算書に戻りまして、4款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金は、決算額 9,904円で、国保事業基金積立金の利子収入となっております。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金につきましては、説明資料でご説明させていただきます。

詳細につきましては、説明資料の85ページをお開き願います。

一番下段の繰入金内訳欄をご参照願います。

1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分は、決算額 1,799万767円で、前年度に比べて175万4,853円減額となっております。

これは、軽減対象被保険者数及び世帯数の減少に伴う保険料軽減分の軽減対象額の減が要因となっております。

2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分は、決算額 1,007万7,176円で、前年度に比べて73万6,373円減額となっております。

これは、軽減対象被保険者数の減少によるものとなっております。

決算書の12ページ・13ページお開き願います。

3節 出産育児一時金等繰入金は、決算額 112万円で、前年度より28万円の増額となっております。

4節 財政安定化支援事業繰入金は、決算額 967万1,000円で、前年度より6万4,000円の減額となっております。

5節 その他一般会計繰入金は、決算額 3,899万7,054円で、前年より451万7,946円減額となっております。

減額の主な要因は、健康管理センター運営費分で前年度よりシステム改修委託料、システムリース料が減額しており、また健康管理センターの施設にかかる修繕工事が少なかったことによる減額となっております。

6款 繰越金は、決算額 2,476万8,375円となっております。

7款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、及び2項 預金利子につきましては、国保分では収入はありませんでした。

決算書の14ページ・15ページお開き願います。

3項 雑入、3目 一般被保険者返納金は、決算額 2万4,208円で、国民健康保険資格喪失者が喪失後に国保の保険証を使用して病院受診されたかたの過年度分の返納金になります。

8款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 国民健康保険関係業務事業費補助金は、決算額 23万1,000円で、歳出の国民健康保険システム改修委託料のうち、外国人被保険者の資格情報を取得する機能の追加及び国保情報集約システムに連携するための改修補助金となっております。

8款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、決算額 20万1,000円で、歳出の国民健康保険システム改修委託料のうち、マイナンバーを活用した情報連携において、新たに情報連携を行う高額療養費の年間上限額の判定などに対応するためのシステム改修補助金となっております。

歳入合計 6億1,422万6,573円から、歳出合計 5億6,908万1,772円を差し引いた、4,514万4,801円が翌年度へ繰り越しとなります。

国保会計分は以上となっております。

続いて、関連がありますので、一般会計の国保分もよろしいでしょうか。

東出委員長 お願いします。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 次に、一般会計の国保分をご説明させていただきます。

一般会計決算書、76ページ・77ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金については、7,785万5,997円を国民健康保険特別会計に繰り出しております。

内訳につきましては、説明資料の85ページ下段に記載しております。

国保会計の一般会計繰入金で説明しておりますので、ご参照願います。

歳入のご説明をいたします。

決算書、20ページ・21ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、決算額 503万8,588円となっております。

これは、保険基盤安定制度の保険者支援分の基準額の2分の1を国が支援するもので、軽減対象被保険者数の減により前年度より36万8,186円減額しております。

決算書の22ページ・23ページをお開きください。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、決算額 1,601万2,369円です。

こちらにも保険基盤安定制度で、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減分の基準額の4分の3と保険者支援分の基準額の4分の1を道が支援するもので、軽減対象被保険者数及び世帯数の減少に伴う保険税軽減分の軽減対象額の減により、前年度より150万233円減額してございます。

一般会計の国保分は、以上でございます。よろしくご審議願います。

東出委員長 国民健康保険会計並びに一般会計、多岐にわたっておりますけれども、質問を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

竹田委員。

竹田委員 国保事業についても北海道、単町から道へ一本になったってということからすれば、我々被保険者の立場からすれば、もう少しやはり保険料っていうか限度額含めて、もっと全道の平準化の中でももう少し圧縮っていうか、もっとメリットが出るのかなっていうそういう期待をしていたんですけれども、ちょっと我々の期待どおりにはなっていないというのが現状なのかなと思っています。

それで、例えば国保の世帯、被保険者の数からしますとここ2年くらいから見ればちょっと減り具合が圧縮しているのかなって思っています。

それと、例えば前年比の療養給付の額を見れば5,400万円くらい前年比△になっている、落ちている。だから、この被保険者の数が減っている割合からして、療養給付が減り方がガクンと落ち込みのほう金額のほう大きいのかなっていうふうな思いするんですけれども、その辺の実態が人数が減った部分と療養給付の額が減った割合のバランス、療養給付の場合はいろんな疾病の内容によってかなり温度差が出るから、それはいろんな状況があるのかなと思っています。

それとちょっと一つ教えてほしいのは、85ページの例えば繰り入れの中で、保健基盤安定繰入金これが前年から見れば減っているんですけれども、これは傾向からすればこういう傾向のほうがいいっていう捉え方したほうがいいのか、繰入金はもっと増えたほうが国保事業とすればいいのか、ちょっと我々その判断がわからないものだから、前年比の比較の中でそういうふうに思うんだけど、その辺の見解。

東出委員長 委員、聞きたい部分だと思うんです、後段は。前段、国保の世帯数、被保険者の推移についてと、いま後段に言った軽減分の考え方、この2点だと思うので。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 まず、1点目の被保険者数の推移ということで、その割には医療費が大きく減っているというような話だったと思うんですが、竹田委員おっしゃるとおり、28年度までは被保険者数の減少に比例して医療費も減少してきてございました。しかしながら、29年度・30年ということで、被保険者数は減少しているものの、病名で言うと癌だとか脳梗塞だとかといった、癌では高額薬剤を使用しますし、脳梗塞等になれば入院で手術の治療だとか高額な部分が出てきておまして、29年度で4億6,000万円ぐらいの医療費で、30年度で4億3,000万円ぐらい、31年度でガクッと下がって3億6,000万円ですか、その程度に推移している状況ではございますが、被保険者数の減少に伴って医療費は減るものだと思うんですが、やはり病気の状況だとかによっては、年度によってバラツキがありますので、そこら辺は何とも言えないというところでございます。

保健基盤安定軽減分・支援分につきましては、木古内町の保険税の課税されている世帯で、7割・5割・2割軽減といった低所得世帯に対して、この軽減分の繰入金が補助金というのが出るんですけれども、だいたい課税世帯の6割ぐらいがこういった低所得世帯になってございます。これで良いか悪いかと言いますと、やはり所得に不随するものですから、所得が低い世帯が増えてもいけないと思うんです。だいたい6割5分ぐらいで推移していますの

で、減少につきましては、単純に被保険者数の減少に伴って、この軽減世帯数も減少してきているというような認識でございます。以上です。

東出委員長 ほかございませんか。

竹田委員。

竹田委員 世帯の軽減の状況はわかりましたけれども、今後、国保事業の見通しについていうのか、これは人数の減少によって変わってくるんだけれども、町として国保の担当として今後、国保事業の推移についていか見込みをいまのような状況でいくのか、それは結果が出ないとわからない部分だけれども、見通しのどの見通しているかそういう見解があれば、なければいいですけども。

東出委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 私の見解ですと例年、被保険者数が減少傾向にあるということと、29年・30年度で言いますと医療費が増崇傾向にあったという部分で、今後はやはり北海道都道府県単位化になりましても保険事業ということが大変重要視されてございます。ですので、特定健診の受診率だとかがん検診の受診率だとかそういった部分は向上させつつも、予防医療と言うんですか医療費適正化に取り組んでいくことが今後の課題になっていくかと思えます。以上です。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 先ほどの説明、国保会計特別会計の説明書の15ページに、一般被保険者の不正利得徴収金ありますよね、2万4,208円と。これサラッと流れたんだけど、これ不正利得だから追加したと、もらったってことなので、これ普通罰則規定ってないんですか。

差し支えなければどういう状態でどうなったのか、参考までに教えてもらいたいです。

そして、もしそういう場合に国保の被保険者の罰則規定ってあるのかなのか、そこら辺教えてください。

東出委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 吉田委員のご質問ですけども、不正利得徴収金ということで、こちらにつきましては1件、1名のかたで、国民健康保険から社会保険に切り替わったかたなんですけれども、社会保険の保険証発行されてからも間違って国民健康保険の保険証を使って病院受診されたというような経緯でございます。このかたにつきましては、医療費の7割分、10割のうち3割は個人負担、一部負担で、7割分が木古内町の国民健康保険の保険者負担分になります。その7割分を返還していただいたというそういうような徴収金になってございます。こちらにつきましては、罰則規定というのは特段ございません。以上でございます。

東出委員長 ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 なければ、次に後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 後期高齢者医療特別会計について、ご説明いたします。

はじめに、決算審査資料で平成31年度の後期高齢者医療の被保険者数と医療費について、ご説明させていただきます。

資料番号の4、決算審査特別委員会説明資料86ページをお開き願います。

一番下段の後期高齢者医療被保険者数ですが、平成31年度末の被保険者数については、

前年度より若干減少しまして、1,101人となっております。

次に、説明資料の89ページをお開き願います。

平成30年度と平成31年度の後期高齢者医療の給付状況となっております。平成31年度は療養給付費の合計で保険者負担額 9億3,903万2,805円、療養費 772万3,374円、高額療養費・高額介護合算療養費で4,418万8,703円となっております。

前年度と比較しまして、療養給付費が7,108万8,580円の減、療養費が96万9,133円の減、高額療養費・高額介護合算療養費で651万4,212円の減となっております。あわせまして、7,857万1,925円が前年より減額となっております。

続きまして、決算書をご参照願います。

歳出のほうからご説明させていただきます。

歳出、後期高齢者医療特別会計決算書14ページ・15ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費と2項 徴収費につきましては、決算額 72万5,284円で、前年度より85万3,116円減額となっております。

減額の要因は、総務管理費の13節 委託料において、前年度では保険料軽減特例の見直し対応に伴うシステム改修委託がありましたが、平成31年度ではシステム改修がありませんでしたので、減額となっております。

決算書、16ページ・17ページをお開きください。

2款・1項 保健事業費、1目 疾病予防費については、前年と同様の支出となっておりますが、13節 委託料の健康診査実施委託料において前年度より受診者数が45人減少したことにより、35万3,200円の減額となっております。

特に2月・3月では、新型コロナウイルスの影響により受診者数が前年度より22人減少しております。

続いて、決算書18ページ・19ページをお開きください。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額 1億6,740万7,554円となっております。前年より1,523万7,175円増額となっております。

主な要因は、療養給付費負担金分で1,315万6,417円増額となっており、当年度医療給付費見込額と前年度精算額の差し引きで負担するもので、平成30年度負担金につきましては、29年度分の1,182万3,000円の過払分の精算があり、31年度につきましては、30年度分の403万2,000円の不足分の精算があったことで、この差額が増額の要因となっております。

20ページ・21ページをお開きください。

4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金及び2目 保険料加算金につきましては、予算執行なしです。

2項 繰出金、1目 他会計繰出金、28節 繰出金で、決算額 80万円です。

保健福祉課で事業実施しております、高齢者等無料入浴券交付事業にかかる一般会計への繰出金です。

決算書、22ページ・23ページの5款 予備費につきましては、執行はありませんでした。

歳出の説明は以上です。

続いて、歳入についてご説明いたします。

決算書、8ページ・9ページをお開きください。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料で、決算額 3,469万7,400円で、

収入率100%となっております。

収入未済額のマイナス8,800円につきましては、2名の還付未済額となっております。

2目 普通徴収保険料、現年度分、滞納繰越分合計で、決算額 1,738万3,300円で、うち現年度分収入率は98.2%、滞納繰越分収入率17.6%で、普通徴収全体で97.2%となっております。

平成31年度では、行方不明者1名分の不納欠損処分をしております、説明資料90ページに記載しておりますとおり、保険料 2,000円と督促手数料 400円を不納欠損処分しております。

2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は、決算額 300円となっております。

3款 広域連合支出金、1項・1目 広域連合補助金、2節 長寿・健康増進事業特別対策補助金は、決算額 80万円となっております。

保健福祉課で事業実施しております、高齢者等無料入浴券交付事業にかかる補助金となっております。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金は、決算額 367万5,956円で、前年より299万8,044円の減額となっております。

主な要因は、一般事務費分の平成30年度決算による精算並びに広域連合事務費負担分で、前年度において後期高齢者医療電算処理システムの機器更改があり負担額が大きくなっていましたが、31年度では機器更改がなかったため減額となっております。

2目・1節 保険基盤安定繰入金は、決算額 2,762万5,681円となっております、ほぼ前年並みとなっております。

3目・1節 療養給付費負担金繰入金は、決算額 8,504万5,473円となっております。

前年より1,315万6,417円増額となっており、要因につきましては当年度医療給付費見込額と前年度精算額の差し引きで負担するもので、30年度負担金につきましては29年度分の過払分の精算、31年度については平成30年度分の不足分の精算があったことで、この差額が増額の要因となっております。

5款・1項・1目・1節 繰越金は、決算額 209万44円となっております。

決算書、10ページ・11ページをお開きください。

6款 諸収入、1項 延滞金及び過料、2項 預金利子については、収入はありませんでした。

3項・1目 受託事業収入、1節 健康診査等受託事業収入は、決算額 148万5,200円で、前年より28万880円減額となっており、歳出で説明しました健康診査実施委託料の受託事業収入となっております、新型コロナウイルスの影響等により健康診査受診者が減少したことによる減額となっております。

2節 重複・頻回受診者訪問指導事業収入は、決算額 1万6,000円となっております。

4項・1目 雑入は、収入はありませんでした。

歳入合計 1億7,281万9,354円、歳出合計 1億7,262万2,617円で、19万6,737円が翌年度へ繰り越しとなります。

後期高齢者特別会計については、以上です。

続いて、一般会計の後期分をご説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

決算書の88ページ・89ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1億1,634万7,110円を後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。

内訳につきましては、後期高齢者医療特別会計決算書歳入で説明しました、4款 繰入金の1目 事務費繰入金、2目 保険基盤安定繰入金、3目 療養給付費負担金繰入金が内訳となっております。

歳出は以上です。

続いて、歳入です。

決算書、24ページ・25ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、4節 後期高齢者医療負担金です。決算額は、2,071万9,260円となっております。

後期高齢者保険料の低所得者に対する保険料軽減分の基準額の4分の3を道が負担するものとなっております。

決算書、34ページ・35ページをお開き願います。

18款 繰入金、2項 特別会計繰入金、2目・1節 後期高齢者医療特別会計繰入金で、決算額 80万円となっております。

後期高齢者医療特別会計で説明しました、3款 広域連合支出金、1項・1目 広域連合補助金の高齢者等無料入浴券交付事業にかかる補助金を一般会計から繰り出しております。

一般会計の後期分は以上です。よろしくご審議願います。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、次に進んでください。

羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 それでは続いて、一般会計の重度ひとり親、乳幼児助成について、説明させていただきます。

歳出より説明させていただきます。

決算書の84ページ・85ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費で、決算額 1,656万1,499円で、前年と比較しますと440万580円の減額となっております。

主な要因は、前年度では13節 委託料で、福祉医療システムの改修委託がありましたが、31年度ではシステム改修がなかったために減額となっていることと、20節 扶助費の重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費が前年度より減額していることによります。

資料番号4、決算審査特別委員会説明資料の48ページ・49ページをお開きください。

民生費・社会福祉費、心身障がい者ひとり親家庭等医療費の扶助費で、298万679円の不用額がありますが、これは医療費が見込みより少なかったことによる減額となっております。

決算書に戻りまして、7目 乳幼児医療費で、決算額 900万2,620円で、前年より113万1,940円の増額となっております。

主な要因につきましては、20節の扶助費の乳幼児医療費で、前年度より中学生までの医

療費が増額したことと助成対象年齢を18歳まで引き上げたことにより増額となっております。

説明資料の48ページ・49ページをお開きください。

民生費・社会福祉費・乳幼児医療費の扶助費で、98万1,755円の不用額がありますが、これは医療費が見込みよりも少なかったことによる減額となっております。

資料番号4、決算審査特別委員会説明資料の91ページをお開きください。

各医療受給者数の推移を記載しております。

31年度末で、重度医療受給者は125人、ひとり親の医療受給者は73人、乳幼児医療受給者は278人となっております。

次に、説明資料の92ページをお開きください。

各医療の給付状況を記載しております。

平成31年度では、重度医療で3,491件で、1,516万2,751円、ひとり親は親と子をあわせて381件で、106万5,570円、乳幼児医療では3,775件で、770万6,245円を支出しております。

歳出については、以上でございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。

決算書、24ページから26ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金から、6節 乳幼児医療事務費補助金までは、歳出で説明しました各医療並びに事務費に対する補助金となっております。

次に、決算書36ページ・37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の町民課部分の高額療養費繰替金で、206万3,647円となっております。これは、高額医療の対象となった医療費の各保険者負担分となっております。

説明については、以上でございます。よろしくご審議願います。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

平野委員。

平野委員 資料の確認だけお願いします。91ページの各医療受給者数の推移ってことで、29年度からの年度末の全部の人数っていうことだと思うんですけども、人口が減っている中ひとり親が増えている、あるいは乳幼児、ちょっとここ不思議なんですけれども、乳幼児の。ちょっと休憩もらっていいですか。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時45分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、これで全て羽澤(真)主査のほうは終わりですね。

どうもご苦勞様でございました。
代わるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時45分
再開 午後1時46分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤（元）主査、説明願います。

佐藤（元）主査 戸籍担当の佐藤です。よろしく願います。

私のほうからは、戸籍分・学童分にかかる決算について、説明させていただきます。

戸籍分の歳出より説明させていただきます。

一般会計決算書、68ページ・69ページをお開き願います。

決算資料は、74ページ・75ページとなっております。

2款 総務費、3項及び1目 戸籍住民基本台帳費 予算額 896万8,000円に対し、決算額 832万3,574円、執行率92.8%となりました。

9節 旅費 7万9,820円、11節 需用費 31万3,996円、内訳としまして、改ざん防止用紙等の消耗品費 25万7,679円、納入通知書及び死亡用紙 4万6,872円、法規追録費分 9,445円です。

12節 役務費は、例年と同様の支出となっております。

13節 委託料 407万190円、前年度対比 181万4,486円の減となっております。

要因としまして、平成30年度予算で新規に計上しました委託項目、住基関連システムの改修委託料 158万1,120円、及び戸籍システム外字情報抽出業務委託料 27万5,400円の二つの事業が完了したことによる減額となっております。

次のページです。

14節 使用料及び賃借料 325万6,128円、前年度対比 239万6,256円の増となっております。

要因としまして、戸籍総合システムの導入から5年が経過したことに伴い、機器の入れ替えを行ったことによる借上料 240万768円の増額によるものです。

19節 負担金補助及び交付金 57万7,600円、内訳としまして、函館地方法務局管内戸籍事務連合協議会負担金 7,000円、個人番号カード関連事務交付金 57万600円です。

こちらの交付金は、マイナンバーの通知カード及び個人番号カード関連事務を委託している地方公共団体情報システム機構への支出額であります。全額国庫の補助対象となっております。

こちらの科目について、不用額が生じております。

決算審査資料46ページ、不用額一覧に記載されております。

内容につきましては、交付金の額は3月末までの実績から算出されておりました、平成30年度につきましては、国が想定するマイナンバーカードの作成実績が見込みよりも下回ったことによって不用額が生じております。

決算書にお戻りいただきまして、続いて学童クラブの運営にかかる歳出につきまして、説明させていただきます。

一般会計決算書、90ページ・91ページをお開き願います。

決算資料は、76ページになります。

3款 民生費、2項 児童福祉費、3目 児童福祉施設費 予算額 546万1,000円に対し、決算額 525万4,305円、執行率96.2%となりました。

4節 共済費 38万2,491円、7節 賃金 445万6,735円は、放課後児童支援員及び補助員計5名に対する人件費となっております。

9節 旅費につきましては、研修参加旅費として計上してはありますが、執行がありませんでした。

11節 需用費 31万809円、教材費を含む一般消耗品費として30万6,409円、修繕費として4,400円、これは施設内の鍵の修繕分となっております。

12節 役務費 8万9,783円、内訳としまして保護者宛の郵便料として1万9,944円、施設固定電話・ケータイ電話料として5万4,901円、寝具洗濯料として1万368円、学童保育共済として4,570円の支出となっております。

18節 備品購入費 1万4,487円、図書購入費として同額支出しております。

161ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 町民課所管分のうち4項目目、平成30年度子ども子育て支援交付金の交付額確定による還付金として、3万6,000円を支出しております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

決算書、16ページ・17ページをお開き願います。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金のうち、学童保育利用者負担金としまして、153万1,800円となっております。

学年別の利用状況等につきましては、決算資料の76ページに記載しておりますので、ご参照ください。

次のページです。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目及び1節 総務手数料のうち戸籍所管分としまして、戸籍手数料 118万350円、住民票手数料 44万9,400円、印鑑証明手数料 29万1,000円、その他の証明手数料として10万2,150円、総務手数料合計収入済額 202万2,900円となっております。

続きまして、決算書20ページ・21ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目及び1節 総務費補助金のうち、個人番号カード交付事業費補助金 56万4,000円につきましては、全額、歳出の戸籍住民基本台帳費、19節 負担金補助及び交付金にて支出となっております交付金 57万600円への充当分としての補助金です。

2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金として164万8,000円で、学童保育運営に係る総事業費から利用者負担金を差し引いた額の3分の1が交付されておりますが、実績額が162万3,000円でしたので、2万5,000円の還付予定となっております。

次のページです。

3項 国庫委託金、1目・1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、中長期在留者住居地届出等事務委託費 17万1,000円で、外国人22名分の異動に係る事務処理委託費となっております。

続きまして、決算書26ページ・27ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金として152万8,000円となっております。

こちら先ほどの国庫補助金と同様に、総事業費から利用者負担金を差し引いた額の3分の1が交付されています。

国庫補助金 164万8,000円に対し、道補助金 152万8,000円と差異がありますのは、北海道の交付金には今回の新型コロナ対応分は含まないため、国庫の補助金との差が生じております。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目及び1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、福祉統計調査委託金 1万2,600円、旅券事務委託金 6万3,450円となっております。

続きまして、決算書39ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の町民課所管分のうち最終項目、雇用保険繰替金1万4,338円のうち、7,440円が学童支援員分となっております。

以上、歳入の説明を終わります。ご審議お願いいたします。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、終わりたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時57分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

説明を願います。

大山(格)主査。

大山(格)主査 住民グループ福祉年金担当、大山でございます。

私のほうからは、福祉年金担当所管分の決算について、ご説明させていただきます。

それでは、歳出よりご説明させていただきます。

決算書は、76ページ・77ページをお開きください。

資料につきましても、あわせて77ページをご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費です。

前年と比較して変わったところのみ、ご説明申し上げます。

まず1節 報酬ですが、平成31年度は民生委員・児童委員の3年の任期満了による一斉改選の年でしたので、6月に民生委員推薦会を開催し、3,000円の6名分、1万8,000円、9節 旅費より委員費用弁償2名分、840円を支出してございます。

また、12節 役務費 3万3,280円は、身元不明の行旅死亡人等2名についての官報への公告掲載料で、13節 委託料 79万5,000円につきましても、行旅死亡人等4名分の葬祭委託

料となつてございます。

行旅病人交通費 7万5,740円は、前年比 1万1,440円の増、内訳につきまして資料の77ページに掲載してございます。

同じく、20節 扶助費につきまして、資料77ページに福祉灯油支給状況について掲載してございます。平成31年度では55世帯に対し、1世帯1万2,000円、合計66万円を支出してございます。

国民年金事務費は、需用費の一般消耗品費としまして、12万3,604円を支出しております。続きまして、決算書88ページ・89ページをお開きください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費です。

1節 報酬 12万円、9節 旅費 1,660円は、第2期子ども子育て支援事業計画作成のための子ども・子育て会議4回分の報酬と費用弁償でございます。

13節 委託料は、当該計画策定業務委託料として145万2,000円、また令和元年10月から3歳以上の保育料を無償化するためのシステム導入費として、577万3,900円を支出しております。

この節におきまして、資料の48ページ・49ページに記載ございます、不用額が約136万円ありますが、主な要因としましては、子ども・子育て支援事業計画策定委託の見積もり合わせによる減額となった不用額でございます。

次に、2目 児童措置費です。

13節 委託料につきましては、2園の保育所運営費で8,643万3,827円、前年比較でおよそ800万円ほどの減額となっております。

これは、入所児童の減によるもので、資料78ページに保育所の利用状況を掲載してございます。

20節 扶助費 児童手当は、前年とほぼ同様な支出実績となっております。

資料の78ページに、児童手当の対象児童の状況について記載してございます。

児童扶養手当、特別児童扶養手当につきましては、北海道から扶養者に直接支給するものですが、人数につきまして資料79ページに記載してございます。

また、同節において町外幼稚園に通った児童の一時預かり事業の費用で、子育てのための施設等利用給付費として、2万7,100円を支出しております。

最後に、決算書160ページ・161ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料の町税等還付金のうち、黒丸町民課の上三つ、合計41万5,836円を支出しております。

これは、障害世帯の遡及適用による保育料の還付及び国・道補助金の額の確定に伴う返還金となっております。

歳出については、以上でございます。

東出委員長 続けて、歳入もお願いします。

大山（格）主査。

大山（格）主査 続いて、歳入についてご説明させていただきます。

決算書は、16ページ・17ページです。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金のうち、保育施設利用者負担金 681万7,400円です。

令和元年の10月からはじまりました、幼児教育・保育の無償化により前年度と比較しまして半減となっているほか、コロナの影響によりことし3月・1か月分を休園措置により、利用料の免除としております。

続きまして、決算書18ページ・19ページです。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金です。国民年金事務費負担金として、157万6,843円が交付されております。

続きまして、決算書20ページ・21ページです。

2節 児童福祉費負担金で、保育所運営費にかかる子どものための教育・保育給付費負担金 3,680万1,116円、児童手当負担金 1,839万8,332円、幼稚園の一時預かり事業にかかる子育てのための施設等利用給付交付金 2万4,000円が交付されてございます。

続きまして、決算書22ページ・23ページでございます。

3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当支給事務取扱交付金で5,550円が交付されてございます。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金で、民生・児童委員活動費負担金 152万8,680円、民生委員推薦会開催負担金として1万322円が交付されてございます。

2節 児童福祉費負担金は、保育所運営費にかかる子ども・子育ての教育・保育給付費負担金 1,667万2,442円、児童手当負担金 419万9,665円、幼稚園の一時預かり事業にかかる子育てのための施設等利用給付交付金 1万2,000円が交付されてございます。

次に、決算書26ページ・27ページでございます。

7節 児童福祉費補助金の多子世帯の保育料軽減支援事業補助金は176万3,000円、歳出でご説明いたしました保育料無償化に伴うシステム導入費にかかる子ども・子育て支援事業補助金 577万3,000円となっております。

次に、決算書32ページ・33ページです。

17款 寄附金、1項 寄附金、2目 民生費寄附金、1節 民生費寄附金はございませんでした。

次に、決算書36ページ・37ページです。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の町民課所管のうち、上から五つ目、行旅人にかかる送還旅費返還金 1万4,420円、北海道より行旅死亡人等取扱費として61万7,636円、行旅死亡人等遺留金 2万644円、平成30年度児童手当交付金道費精算不足分として8,333円。

決算書38ページ・39ページに移りまして、過年度の保育所運営委託費の実績訂正に伴う、子どものための教育・保育給付費国庫負担金 67万830円、同じく道費負担金 33万5,416円が福祉年金担当分となっております。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくご審議お願いします。

東出委員長 福祉年金の説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

平野委員。

平野委員 決算書の77ページで、このたび旅のかたで葬儀を行ったかたが4名で79万5,000円ということで、歳入のほうで北海道からの補助で62万円弱入っているってことで、実質町がかかった負担っていうのは差し引きするとわかるんですけども、そもそもの予算計上が10万円、1人っていう算出だったと思うんですけども、旅のかたの葬儀代の相場と言

いますかそのぐらいで見ている中で、ちょっと高額になったのかなと感ずるんですけども、その理由等が何かあるのかが1点です。

東出委員長 行旅病人の増額になったことについて、言われていると思います。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 行旅死亡人の葬儀代の部分ですけども、先ほど10万円っていう話があったんですが、普通平均的に言いますと18万円くらいかかるんです。それで今回、朝鮮半島と思われるかた2名、これは結構腐敗がひどくていろいろドライアイス等も結構使いましたし、それでちょっとこの部分で20万7,500円、1人分かかっております。ということで、通常、いまの相場と言いますかお願いするというふうになると、いまは18万から19万の葬祭費ということになっています。

東出委員長 平野委員。

平野委員 当初予算いくらで組んでいましたか。

東出委員長 吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 平成31年度の当初予算は、たぶん見ていないと思います。死亡人については。ただ、行旅病人の自動車賃は見ています。自動車賃は見ていますけれども、当初予算で見ていないので、議員の皆さんに途中で補正をお願いをしました。そういうことでお願いします。

東出委員長 相澤委員。

相澤委員 いまのところなんですけれども、死亡の分には当初予算ないですけども、委託料で病人検診委託料ということで、4万3,000円つけていますよね。そのあと、5月に朝鮮半島とみられる2体分の補正しています。10月に身寄りのないかたの1人という形でやっているんですけども、それで済むんだなと思っていたんですけども、それ以上にかかっているんですよね。その説明が何もなかったのと、それがどういうわけかなと。

その足りなかった部分を予備費から持ってきているんですけども、予備費から持ってくるだけでも節内で調整できたんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことお願いします。

東出委員長 予算の組み方についての質問ですか。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 先ほどの回答でしたけれども、4万3,000円というのは検診委託料ということで組んでおりましたので、葬祭費ということでは組んでおりませんでした。

それで、いま相澤委員さんからのご質問ですが、今回補正をお願いしたのは3名分、議員さんをお願いをして補正をさせていただきました。そのあと、1人出てきまして、それがすぐ火葬等を行わなければならないという部分で、予備費から流用という形の中で、今回葬儀を1名分行っております。それが11月の末です。それがあるものですから、残金が4万3,000円の中でこの中で調整というのは、ちょっと無理だと思います。

東出委員長 相澤委員。

相澤委員 委託料で4万3,000円しか残っていないけれども、よく節内でやり取りして調整していることあるので、そんなことできなかったのかなと思いました。以上です。

東出委員長 吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 節内流用ですけども、やはり持ってこれる節、持ってこれない節が

ありますので、その辺は財政のほうと協議をした結果、予備費から流用するということになりました。

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時17分

東出委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、福祉年金の審査を終わりたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時18分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

住民系の審査を受けたいと思います。

敦澤(裕)主査。

敦澤(裕)主査 町民課住民グループの敦澤です。よろしくお願いします。

私からは、町民課住民担当所管の決算について、説明します。

なお、住民担当の予算執行については固定的な経常経費になりますので、例年どおり執行されている予算については、節の説明は省略しますのでご了承願います。

それでは、歳出から説明します。

決算書、60ページ・61ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費は、予算額 397万5,000円に対し、決算額 396万6,366円で、執行率99.8%になります。

内容につきましても、例年と同様な支出となっております。

続きまして、決算書84ページ・85ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

予算額 690万円に対しまして、決算額 637万2,385円、執行率92.4%です。

1節 報酬 青少年問題協議会について、会議の開催にあたり各委員に協議事項等の事前集約を行ったところ、協議案件の提出がございませんでしたので、会議を開催せず、こちらについては未執行となっております。

8節 報償費は、北海道戦没者追悼式への遺族分の参加として2名分となっております。

9節 旅費についても、北海道戦没者追悼式への随行として執行しております。

ほかについては、消費者行政担い手セミナーという研修会のほうに参加しております。

11節 需用費 花いっぱい運動及び消費者行政推進事業啓発用品は、例年どおりの支出となっております。

また、地域人権啓発活動活性化事業として、啓発品を購入しております。

19節 負担金補助及び交付金についても例年どおりの執行となっておりますが、防犯灯料金・設置・補修助成金の支出内訳については、決算資料の84ページをお開きください。

平成31年度末のLED防犯灯への更新率は、最下段に記載のとおり約79.31%となっております、前年から2.41%の増などの理由によって電気料の補助額については、前年比 19万2,000円減額となっております。

平成27年度の年間で540万円ほどかかってきていますので、当時からはおよそ140万円ほど抑えられてきております。

続きまして、決算書90ページ・91ページをお開きください。

3項 災害救助費、1目 災害救助費については、昨年度に罹災者救護条例の対象となる事案が発生していないため未執行となっております。

続きまして、決算書94ページから97ページになります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費です。

予算額 2,617万4,000円に対し、決算額 2,447万1,540円、執行率93.5%となります。

4節から19節までの畜犬、安行苑にかかる支出はほぼ例年どおりの支出となっております。

19節の負担金補助及び交付金 空家等解体除去補助金については、一般会計等決算審査説明資料の主な施策事業等説明資料25ページをお開きください。

平成31年度の実績は、合計16件の申請があり、うち費用の2分の1の補助件数については、13件で590万6,000円、60万円の上限額補助件数は3件で180万円、合計770万6,000円の補助金を支出しております。

ここで申し訳ございません。決算審査説明資料の訂正がございます。

決算審査説明資料の平成31年度決算に伴う不用額48ページ・49ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費、負担金補助及び交付金にて、空家等解体除却補助金の減と記載しておりますが、空き家解体に係る予算は令和2年の3月定例会で減額補正しており、不用額は発生しておりませんので、「空家等解体除却補助及び」までを削除をお願いします。申し訳ございませんでした。

次に、決算書に戻ります。

次に、決算書98ページ・99ページです。

2項 清掃費、1目 清掃総務費です。

予算額 1億4,599万7,000円に対し、決算額 1億4,599万3,528円、執行率100%です。

例年どおりの執行となっておりますが、12節 役務費 JANコード登録料として1万800円、こちらについてはごみ袋販売に係るバーコードの登録料となっております。

この登録については、3年ごとの更新になります。

19節 負担金補助及び交付金の内訳については、決算審査資料82ページをご参照ください。

決算書に戻ります。

次の決算資料については、83ページになります。

2目 ごみ処理費です。

予算額 3,437万7,000円に対し、決算額 3,437万3,287円、執行率100%です。

ごみ処理費の執行については、11節の需用費から13節の委託料までは例年どおりの執行となっております。

指定袋等の交付委託料については、注文数の増加等により、平成30年度よりも増加となっております。

また、18節の備品購入費にて、不法投棄監視カメラを1台購入しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入についてご説明します。

決算書、16ページから19ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料です。

1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料については、決算資料81ページの4をご覧ください。

当町の平成31年度の実績は74件になりますが、うち4件は生活保護受給世帯ですので、町外を含めた70件分で77万円、知内町の使用料57件分の56万3,000円をあわせ、合計133万3,000円が、使用料として収入されています。

決算書に戻ります。

2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料は、19ページ備考欄上から7段目のその他証明手数料のうち、300円が住民担当所管分となります。

内訳については、地縁団体台帳交付手数料1件分となります。

3目 衛生手数料です。

1節 保健衛生手数料 821万9,925円の収入は、し尿浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可手数料として7,500円の収入と、ごみ処理手数料の収入が821万2,425円となっております。

決算資料、83ページをお開きください。

ごみ処理手数料の内訳については、中段に記載しております。

ゴミ袋の販売金額は、平成30年度より102万1,675円増加しております。

要因については、各町内会でのペットボトルの資源ゴミ回収の中止の影響と考えております。

決算書に戻ります。

2節 畜犬手数料は、新規登録で4頭、1万2,000円、狂犬病予防注射済交付手数料で78頭、4万2,900円の収入となっております。

決算書、24ページ・25ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金です。

1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政推進事業補助金として10万円が住民担当の所管の補助金となります。

この補助金については、特殊詐欺被害防止に向けた街頭啓発事業で配布する啓発グッズの購入費に充てております。

決算書、26ページ・27ページをお開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金です。

1節 総務費委託金のうち道公害防止委託金 1万5,000円が住民担当所管の収入となります。

また、28ページ・29ページの地域人権啓発活動活性化事業委託金 65万円についても住民担当の所管となっております。

この委託金については、法務省人権擁護局の人権啓発活動地方委託事業によるもので、当町においては人権啓発品の購入、人権の花運動として花いっぱい運動の財源として充当しております。

次に、決算書36ページ・37ページをお開きください。

20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入です。

1節 安行苑使用受託収入 460万7,190円は、安行苑の年間維持運営経費にかかる知内町の負担分で、決算資料については81ページに記載しております。

下段に金額の内訳を記載しております。

知内町からの運営経費は、人口割 252万6,524円、利用割 208万667円となっております。

決算書に戻ります。

5項・1目・3節 雑入になります。

町民課分の三つ目になります。

北海道戦没者追悼式参加助成金は9,000円、古着回収取扱手数料として1万2,319円、次の38ページ・39ページをお開きください。

雇用保険繰替金 1万4,338円のうち、6,898円が住民担当所管の収入となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

東出委員長 住民担当の説明が終わりました。これより質疑を受けます。

竹田委員。

竹田委員 決算書の99ページの不法投棄の監視カメラ、これ説明で確か1台とかって聞いたんですけども、1台。それで、例えば不法投棄の監視カメラ、固定式のカメラなのか移動式のカメラなのか。私達は、猟友会っていうか例えば熊の檻だとかかける時に、監視カメラ付けるんだけど、これ1万6,000円あれば3台くらい買えるんだよね。だから、そういうもののあれば例えばカメラ1台だとすれば、地区がもう限定される。例えば通常、不法投棄の多い場所っていうのあるんだよね。例えば、林道のちょっと陰になったところとか、そういうところあるんです。たくさんやはり不法投棄の場所があるんだけど、もっと安いカメラ買ってあちこちに設置して監視を強化するっていうか、付けたあとのそれを確認する部分は大変なこともわかるんだけど、付けるからにはそこまでやらないとだめだと思うし、ただ1台だけで十分だと思っているのか、もっとやはり我々だったら1万6,000円で3台くらい買えるような安い、十分使えるんですそれで。だから、その辺のやはり注文含めて1台ではなく、もう少し今年度はどうしようもないにしても、次年度に向けては不法投棄対策として。そして、監視カメラ設置していますっていうのどこかにやはり表示していれば、密漁と同じで監視カメラがあるって言えば、そこに入って行くのはやはり後ろめたい部分が出てくるんじゃないかなと思うんだよね。その辺の部分も含めて。

東出委員長 敦澤（裕）主査。

敦澤（裕）主査 カメラの購入につきましては、1台の購入となっております。

カメラの性能でいきますと、センサーに反応して録画開始するものであり、あとももちろん防水になるものとなっております、固定式ではなく移動式のものをご購入しております。

金額については、いろいろ機能があるということで、定価でいきますと1万5,900円のものをご購入しております。

また、カメラの設置につきましても、常習的に不法投棄がされているところに設置しまして、データ等の回収等を現在行っているところでもあります。

看板につきましても、カメラ設置する際には「不法投棄の防犯カメラ作動中」というふうな看板も軽微なものですけれども、カメラを設置する時には付けまして、啓発を行っている状況でございます。以上です。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 担当からすれば、了解します。ただ副町長、定価でいけば例えば通常の家電屋さんかな、売っているの。そういうところから買えば、例えば1万6,000円。だけれども、やはりネットで買うことによって半額で買えるだとか、それは今後は、だけれども一般会計はそうかもわからないけれども、例えば企業会計見なさい、病院事業会計。タイヤでもネットで買っている、公用車のタイヤを。だから、通常より安い、タイヤはどここの会社からっていう部分だってあるわけだから。ただ、その辺はこれからその辺も含めた部分のやはり財政の軽減含めた部分でそういう形でもっていくのか、そういう部分については見直すのか、見直すのであれば徹底してやはり周知してもらわなければ、片方は実際そういうネット購入しているわけだから、そういうの含めた部分っていうのどうなんですか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

(「休憩」と呼ぶ声あり)

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時43分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ないようでございますので、町民課住民係の審査を終わりたいと思います。

(「休憩お願いします」と呼ぶ声あり)

東出委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、町民課全般にわたる審査を終わりたいと思います。

町民課の皆さん、どうもご苦労様でした。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時44分
再開 午後3時08分

3.総括質疑事項のまとめ

東出委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

皆様には、大変長時間にわたってご審議ありがとうございました。

総括質疑事項のまとめということでございますので、初日からずっとやってきたんですけども、その都度皆様にその日その日でもって総括事項ありませんかと問いただしてはきたんですけども、再度改めて皆さんにお伺いしたいと思います。

きょうの分では、生涯学習課、学校給食センター、税務課、町民課をやってきたわけですけども、この中で総括にもって行ってほしいという案件があればお伺いしたいと思います。きょうのみです。

吉田委員。

吉田委員 きょうの部分につきましては、審査はないと私は思いますが、皆さんご意見を。

東出委員長 ないというご意見でございますので、きょうに関してはないというふうにとどめて。

そうすると、全般とおして総括質疑はなしということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

東出委員長 わかりました。

それでは、このあと平成31年度の決算審査委員会の表決について、皆様に諮り、進めていきたいと思えます。

4.表決

東出委員長 平成31年度決算審査特別委員会の表決について、当委員会に付託されました認定第1号 平成31年度木古内町一般会計決算ほか9件について、表決を行います。

お諮りいたします。

表決は1件ごとに行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議ないものと認めます。

次に、この特別委員会は、議長並びに監査委員の新井田議員を除く8名の全議員による委員会でございますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議ないものと認めます。

それでは、表決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号 平成31年度木古内町一般会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第4号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第5号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第6号 平成31年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第7号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第8号 平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第9号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

お諮りいたします。

認定第10号 平成31年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ご異議なしと認め、認定することに決定をしました。

以上のとおり、認定第1号 平成31年度木古内町一般会計決算認定ほか9件については、全て認定することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時26分

5.委員会報告のまとめ

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

皆様の意見を参考にしながら、委員会報告のまとめについては、正副委員長に一任させていただきたいと思っております。

皆さん、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 異議ないものと認め、2人で頑張って作りたいたと思います。よろしくお願いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時29分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

平成31年度木古内町決算審査特別委員会をこれで終了させていただきます。

どうも皆さん、ありがとうございました。

説明員 鈴木町長、羽沢副町長、福田総務課長、野村教育長、西山生涯学習課長
敦澤（祐）主査、土門主査、西山学校給食センター長、渋谷主事
幅崎税務課長、山下主査、吉澤主査、吉田（広）町民課長
羽澤（真）主査、佐藤（元）主査、大山（格）主査、敦澤（裕）主査
秋庭主任、吉田（宏）保健福祉課長、加藤（直）主査

傍聴者 なし
報道 なし

平成31年度決算審査特別委員会
委員長 東 出 洋 一